

～ボランティア団体等と行政の

パートナーシップの構築に向けて～

# 協働の手引き

平成15年3月

(企画編集) かながわボランティア活動推進基金 21 協働会議

(発行) かながわ県民活動サポートセンター

## はじめに

現在、神奈川県内では、それぞれの特性を発揮した多彩なボランティア活動が幅広く展開されています。

21世紀を迎え、私たちが暮らす地域社会がますます多様化してくる中で、ボランティア活動の果たす役割は、次第に大きくなってきていますが、こうした中で、公益性の高い活動を行っている団体が数多く出てきています。さらに、こうした活動の中には、行政と連携することによって、より大きな効果を上げられると思われるものがあります。

神奈川県では、平成13年4月に「かながわボランティア活動推進基金 21」を設置し、ボランティア団体等自らの提案に基づき、ボランティア団体等と県が協働して行う、公益を目的とする事業に対し、基金からその事業に要する経費を負担していますが、この基金事業の他にも、県内各地でボランティア団体等と行政が協調・連携した多様な取り組みが行われています。

しかしながら、ボランティア団体等と行政との協働事業は様々な形態が存在し、その関係性も一様ではありません。両者の協働関係をより良いものにしていくためには、行政の関係者のみならずボランティア団体等の方々にも協働の意義についての理解を深めていただくことが重要だと考えます。そこで、今回、協働の手法や推進上の留意点等を検討するための参考として「協働の手引き」を作成いたしました。

この手引きでは、今後、協働を希望するボランティア団体等あるいは行政が具体的に取り組むにあたって参考としていただけるよう、ボランティア団体等と行政の協調・連携した取り組みの事例の紹介に多くの紙面を割いています。

この手引きが、ボランティア団体等と行政が、それぞれの特性を活かし、対等なパートナーとして、地域にとって必要な公益的な取り組みを行う社会が実現する一助となることを期待しています。

手引きの作成にあたっては、NPO、神奈川県ボランティア活動推進基金審査会及び同幹事会、県の三者で構成する「かながわボランティア活動推進基金 21 協働会議」で協議するとともに、ヒアリング調査や原案を作成するために設置した「プロジェクトチーム」で具体の検討を加えてきました。この作成のプロセス自体が、ボランティア団体等と行政の協働であると考えております。

なお、今回は、限られた時間の中で、かつ現時点でのボランティア団体等と県の協働の事例を基に作成したものであり、今後、ボランティア団体等と行政の協働がさらに進んでいく中で、見直しや改訂を行う必要があると認識しています。

最後に、手引きの作成にあたって、ヒアリング調査等にご協力いただいた団体や関係機関の方々に改めて感謝を申し上げます。

かながわ県民活動サポートセンター

所 長 引 地 孝 一

# 【 目 次 】

第1章 ボランティア団体等と行政の協働を推進する必要性・ねらい……………	1
1 背景及び協働の必要性	
2 協働する意味	
3 協働のねらい及び期待される効果	
第2章 ボランティア団体等と県の協働（協調・連携）の実態と課題……………	5
1 協働事業の実態	
2 20事業の調査から見た協働の実態と課題	
第3章 ボランティア団体等と県の協働の方法及び留意点 ……………	29
1 協働の具体的事例から見た協働の方法及び留意点	
第4章 ボランティア団体等と行政の今後の協働の方向性 ……………	37
1 ボランティア団体等への提案	
2 行政への提案	
3 ボランティア団体等・行政への提案	
資料1 ボランティア団体等と県の協働（協調・連携）の事例……………	47
資料2 ボランティア団体等との協働を推進するための県の制度・施策…	88
1 かながわボランティア活動推進指針	
2 かながわボランティア活動推進基金21	
3 県民活動サポートセンター・パートナーシップルーム	
資料3 「協働の手引き」作成の過程……………	93
1 かながわボランティア活動推進基金21協働会議	
2 プロジェクトチーム	
3 検討ステップとスケジュール	

◇「ボランティア団体等」とは

この手引き書では、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業に自主的に取り組む特定非営利活動法人、法人格を持たない団体及び個人を「ボランティア団体等」といいます。

# 第 1 章

---

ボランティア団体等と行政の協働を  
推進する必要性・ねらい

---

# 第1章 ボランティア団体等と行政の協働を推進する必要性・ねらい

## 1 背景及び協働の必要性

今日、地域社会は、少子・高齢化や国際化の進展、環境問題の深刻化、景気の低迷など、多くの問題を抱えています。また、県民のライフスタイルの変化や価値観の多様化なども進行しており、すべての人々が健康で生きがいのある生活が送れる、心豊かな社会の構築が求められています。

こうした地域社会の課題や住民のニーズの変化と相まって、行政と企業が両輪となって牽引してきた従来型の社会システムに制度疲労が見られ、これまで有効とされてきた社会の仕組みが、円滑に機能しなくなっているといった問題が顕在化してきています。

平成12年4月に地方分権一括法が施行されましたが、これまでの中央集権型社会システムから、分権型社会システムを構築していく上では、市民が地域社会の担い手として地域課題を自ら解決できる自治能力を備えて、その基盤の基に行政や企業との新たな関係を構築していくことが求められています。

「公共サービス」についても、従来は行政が一元的に担ってきましたが、多様化・複雑化する地域社会のニーズに対応する上で、これまでの「公平」「平等」を原則としてきた行政サービスだけでは、限界が見えはじめてきています。

一方、これまでの「公共イコール行政」という考え方から、市民の意識も変化してきており、さまざまな社会的な課題に取り組むボランティア活動が増加し、「新たな公共」の担い手、あるいは社会を変革する推進役として、ボランティア団体等への期待が高まってきています。

## 2 協働する意味

これまでは、「公共イコール行政」といった考え方が根深くあり、ボランティア団体等と行政の関係は、「行政の補完あるいは下請けとしてのボランティア団体」「相互不信あるいは対立」といったとらえ方が極く一般的でした。

今後、両者が協調・連携して地域社会の課題解決に取り組んでいく上では、双方が相手方の特性を十分理解し、対等なパートナーであることを認識していくことや、それぞれの強みを活かしあって、各々が単独で行う以上の相乗効果が生み出されるように努めることが重要です。

そのためには、まず、目的や課題認識を共有化し、役割分担・責任分担を明確にした上で取り組むことが必要です。

この手引きでは、こうした「ボランティア団体等と行政がそれぞれの立場や特性を認め合い、共通する課題の解決に向け、公共サービスの形成や提供などについて、対等な立場で役割分担・責任分担により実施する関係」を

「協働」ととらえています。

### 3 協働のねらい及び期待される効果

ボランティア団体等と行政とが協働することで、次のような効果が期待できると考えられます。

まず、行政だけでは解決できなかった課題を個性的で多様なボランティア団体等が持つ専門性、迅速性といった特性を活かすことで、多様なニーズにきめ細かなサービスが提供できます。

また、ボランティア団体等にとっては、行政と協働することで、これまで単独では困難であった分野・領域の活動に財政的にも安定して取り組むことが可能になったり、活動に対する社会的な認知、コンセンサスを得られるでしょう。

一方、行政側にとっては、ボランティア団体等の柔軟性、先駆性、専門性のある考え方や、その活動に直接係われることを通して、従来の仕事のあり方を見直したり、職員の意識改革、行財政改革の実現につながる契機となることが期待されます。

さらに、これまでの「公共イコール行政」という一元的な見方から、公共をボランティア団体等と行政がともに担う社会へと変革していくことにもつながります。市民が多様なボランティア活動に参加することで自ら公共を担う自治や、地域住民、行政、企業等がともに地域社会を支えていく多元的な社会を構築することが期待できます。

## 第 2 章

---

ボランティア団体等と県の協働  
(協調・連携)の実態と課題

---

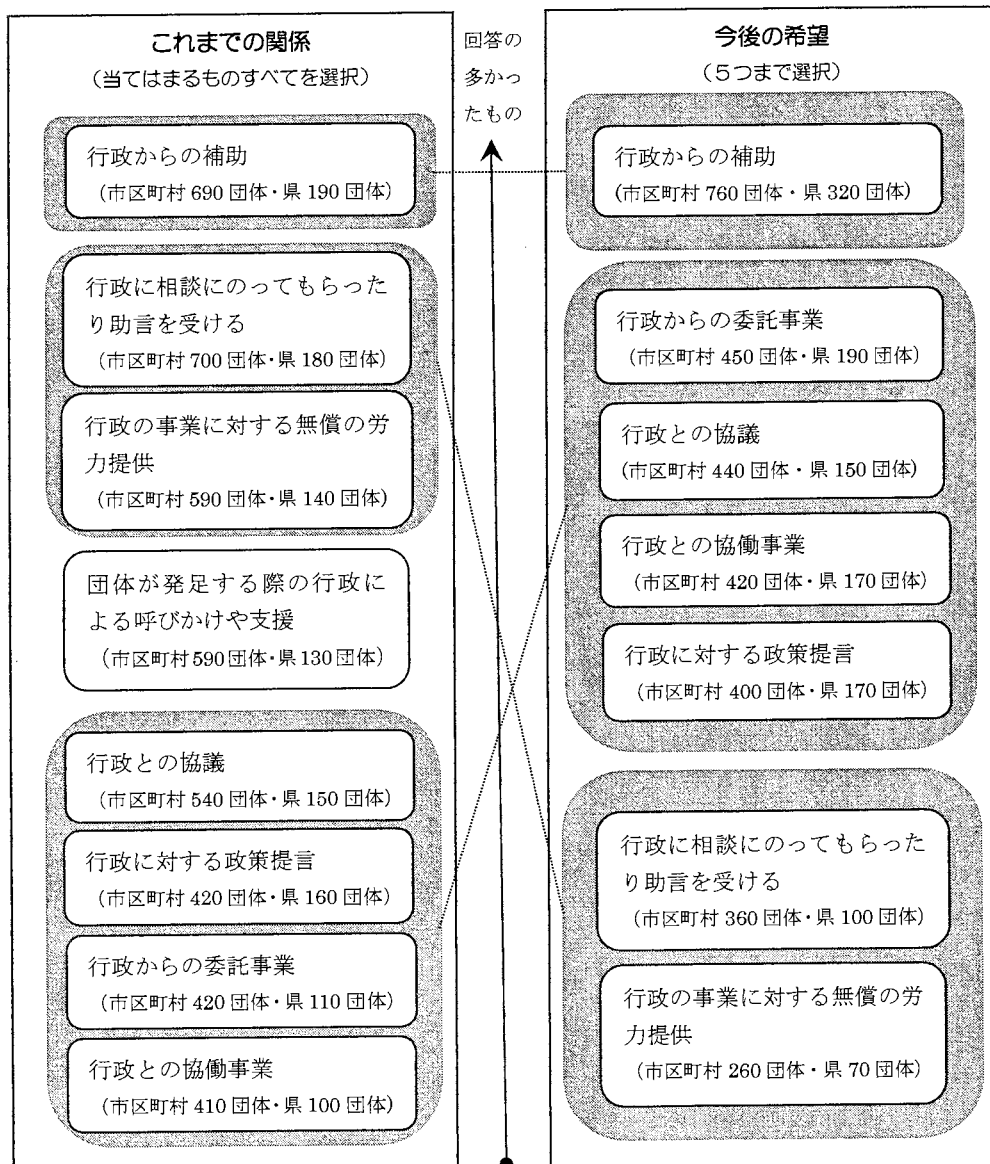
## 第2章 ボランティア団体等と県の協働（協調・連携）の実態と課題

### 1 協働事業の実態

神奈川県内では、様々な分野でボランティア団体等と行政が協調・連携した取組みを進めていますが、その概要は次に示すとおりです。

#### (1) 神奈川県内のボランティア団体の実態と行政との協働に関する調査から

平成13年度、県内のボランティア団体を対象に実施した調査「神奈川県内のボランティア団体の実態と行政との協働に関する調査報告書」の中で、行政とのこれまでの関わり方として回答が相対的に多かったものを、今後の関わりの希望と合わせて整理すると以下ようになります。（回答団体数2,762件）



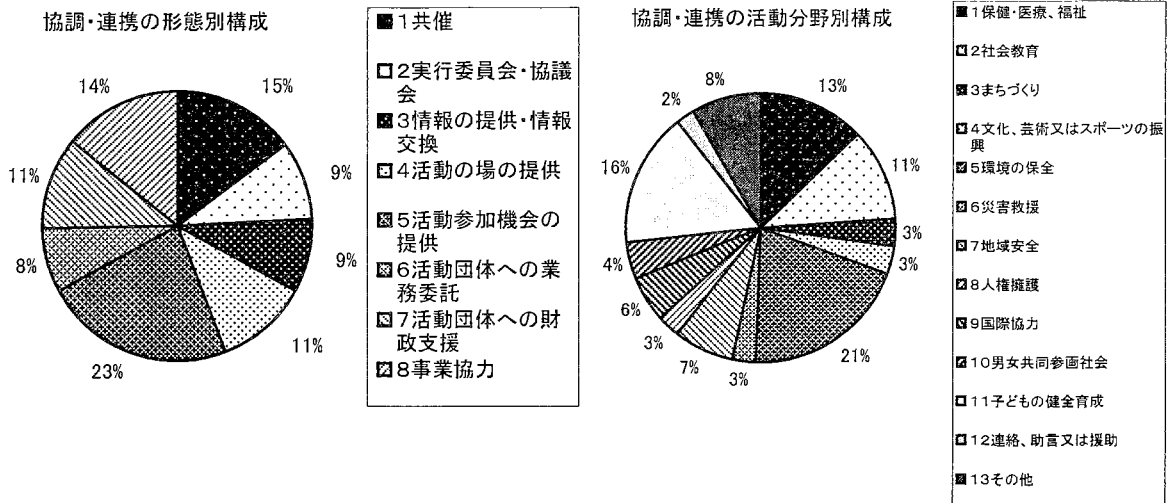
※出典：神奈川県内のボランティア団体の実態と行政との協働に関する調査報告書



## (2) ボランティア団体等との協調・連携に関する調査から

平成14年度、県庁内の全部局を対象に「ボランティア団体等との協調・連携に関する調査」を実施しました。

平成14年度事業としては、131事業の回答がありました。



## (3) かながわボランティア活動推進基金 21 協働事業負担金から

かながわボランティア活動推進基金 21 協働事業負担金は、ボランティア団体等と県が、実施にあたって役割分担等を明らかにした協定書を締結したうえで、協働して行う公益を目的とする事業に対して、基金からその事業に要する経費を負担しています。

平成14年度は、5事業が取り組まれています。

## (4) パートナースィップルームの活用から

ボランティア団体等と県のパートナーシップを構築するための橋渡しと、協議や共同作業を行うための場を提供することを目的に、かながわ県民活動サポートセンターに「パートナーシップルーム」を開設しています。

平成14年度は、21件の事業が取り組まれています。

ボランティア団体等と県の協働（協調・連携）の具体例を通して、実態、意向、さらには協働する上での留意点等を検討するため、特徴的な事例として、

- ・協働事業負担金から5事業（14年度協働事業負担金対象事業）
- ・パートナーシップルーム利用事業から5事業（21事業の中から特徴的な事業を抽出）
- ・ボランティア団体等との協調・連携に関する調査から10事業（131事業の中から特徴的な事業を抽出）

の計20事業を抽出して、ヒアリング調査を実施しました。

## ヒアリング調査の対象とした協働事業例

番号	分類	事業名	事業概要	役割分担
1	協働事業負担金	女性のための緊急一時保護施設（シェルター）と外国籍市民に対する相談事業	・暴力の被害女性のためのシェルター運営と相談活動を通じ、必要に応じてシェルターを提供し福祉的・法的・精神的な援助をする。（平成14年度協働事業負担金額8,000千円）	<b>県</b> ：配偶者暴力相談支援センターの運営、県内施設・相談機関の連携の推進、情報提供、研・研究 <b>団体</b> ：他施設等では対応が難しい外国籍女性に対する相談・一時保護、他施設・機関に対する外国籍市民の支援に関わる情報提供
2	協働事業負担金	引きこもり青少年支援の協働ネットワーク事業	・引きこもり青少年及びその家族への支援及び彼らの社会適応を支援する取り組みを、民間の関係団体等と行政における様々な関係機関と一体になって総合的に推進している。（平成14年度協働事業負担金額 10,000千円）	<b>県</b> ：情報提供、場の提供、関連研修事業の実施、連絡調整、調査・研究会実施の支援 <b>団体</b> ：事業の実施主体
3	協働事業負担金	市民による里山の保全と活用のシステムづくり	・里山の保全に県民が参加できる仕組みづくりとして実行委員会の設置、里山保全事業、パイロット事業の実施を行う。里山候補地の情報収集等（平成14年度協働事業負担金額 5,000千円）	<b>県</b> ：実行委員会事務局の運営、パイロット事業や適地フィールド調査実施の際の各行政機関及び里山の地権者との調整 <b>団体</b> ：実行委員会の運営、事業フィールド調査、パイロット事業の実施及びボランティアネットワークとの調整
4	協働事業負担金	小網代の森保全推進事業	・小網代の森の動植物の環境保全として各種パトロールの実施、アカテガニの観察の誘導やパトロールマニュアルの作成を行う。（平成14年度協働事業負担金額 3,550千円）	<b>県</b> ：地主や三浦市との調整、活動できる場の提供 <b>団体</b> ：各種パトロール及び、自然環境の保全手法を実験するパイロット事業の実施
5	協働事業負担金	犯罪や災害の被害者等に対する支援事業	・犯罪や災害の被害者やその家族、遺族の精神的立ち直りを支援するためのカウンセリング等の支援活動を実施するとともに社会全体の被害者支援の高揚を図る。（平成14年度協働事業負担金額 10,000千円）	<b>県</b> ：センターの事業に対する助言、被害者等に対するセンターの事業内容の紹介及びセンターへの連絡方法の教示等 <b>団体</b> ：被害者等への精神的立ち直りを支援するためのカウンセリング等の支援活動、ボランティアの養成、広報活動
6	パートナーシップルーム	新エネルギービジョン策定事業	・太陽光発電などの新エネルギーの積極的な活用促進に取り組むためのビジョン策定に際し、調査事業の一部について市民に委託して市民団体との協働の仕組みづくり等の調査を行う	<b>県</b> ：調査の委託、調査結果や市民団体の提言を踏まえた指針の策定 <b>団体</b> ：調査の受託、調査に基づく行政への提言
7	パートナーシップルーム	外国籍県民居住支援システム事業	・不動産業界、外国籍県民、NGO、行政が連携協力して、外国人居住支援ネットワーク運営協議会を設置し、外国人居住支援システムを稼働、かながわ外国人すまいサポートセンターですまいに関する相談を受付ける。	<b>県</b> ：外国人居住支援ネットワーク運営協議会の事務局、すまいサポートセンターの電話料及び備品費用負担、外国人に積極的に物件を紹介する不動産店の登録。 <b>団体</b> ：多言語による外国人居住に関する相談業務
8	パートナーシップルーム	ストップ温暖化普及啓発事業	・環境月間での普及啓発キャンペーン、地球温暖化防止月間での交流会の実施、定例の情報交換会を実施する。	<b>県</b> ：イベントの内容の企画、事務的処理（会場確保、使用許可等）、県の施策への反映 <b>団体</b> ：イベント内容の企画、連携を活かしたイベントへの動員、地域や住民の意見の聴取
9	パートナーシップルーム	丹沢大山クリーンキャンペーン	・丹沢大山クリーンキャンペーンの一環として、NPO法人みろく山の会と県の協力・連携により、山頂部における放置ごみの撤去活動を行う。	<b>県</b> ：丹沢大山クリーンピア21を通じた清掃物品の支援、助成、広報及び職員参加、ヘリコプター経費の負担 <b>団体</b> ：事業の企画、準備、運営等
10	パートナーシップルーム	県災害救援ボランティア支援センター運営事業	・災害時に救助活動を行う一般ボランティアを支援するために設置された支援センターにおいて参集するボランティアを被災地が混乱無く受け入れられるよう需給調整を行う。	<b>県</b> ：活動の場の提供、情報提供 <b>団体</b> ：ボランティアの需給調整（企画）

## ヒアリング調査の対象とした協働事業の事例

番号	分類	事業名	事業概要	役割分担
11	協調・連携調査から	女性への暴力緊急一時保護事業	・神奈川県所有の建物を緊急避難女性を一時保護する常設のシェルターとして利用し、その施設を自主的に運営する。	<b>県</b> ：施設の無償貸与、運営経費の1/3の負担、協働事業のための市町村及び団体との調整及び当該事業が円滑に進められるための関係機関との調整 <b>団体</b> ：一時保護施設を設置・運営、運営経費の1/3を負担
12	協調・連携調査から	かながわ外国籍県民医療通訳サービス支援モデル事業	・外国籍県民が医療機関で受診する際に必要となる医療通訳サービスを試行的に実施し、システム化に向けた検討を行う。	<b>県</b> ：通訳者及びコーディネーターの謝礼、通訳者に対する説明会の開催費用等財政面及び医療通訳としての身分保障 <b>団体</b> ：医療機関からの要請に対する通訳者のコーディネート、通訳者の人材確保、推薦、通訳者の研修プログラムの作成
13	協調・連携調査から	外国人のための医療機関リスト作成事業	・県社会福祉協議会ボランティアセンターに委託して作成した。その際、企画立案に関してソナの会が県社協から再委託を受けてプロジェクトチームを発足させ、県と協議を重ね作成した。	<b>県</b> ：企画立案、病院協会、医師会への協力 <b>団体</b> ：調査実施・プロジェクト進行管理
14	協調・連携調査から	介護支援専門員リーダー活動支援事業	・介護保険制度の根幹をなす介護支援専門員の資質を高めるため現場で起きている課題を取り上げその解決に向けた対策を検討するとともに実践的なモデル事業を実施している。	<b>県</b> ：事業企画・評価 <b>団体</b> ：事業の実施・報告・評価
15	協調・連携調査から	障害者スポーツ教室	・教室の指導者、審判の養成や障害者スポーツ教室、陸上競技大会、卓球などのイベント、講習会を実施する。	<b>県</b> ：教室の企画、立案、資金提供 <b>団体</b> ：指導員として教室での障害者の介護、競技運営
16	協調・連携調査から	児童虐待防止対策	・児童虐待防止のための通告の促進、相互の連携及び情報の提供を行う。	<b>県</b> ：児童虐待防止の中核機関としての役割、行政として一時保護、措置などの公の指導 <b>団体</b> ：より身近な地域における児童虐待に特化した、専門的な相談窓口としてのアドバイス
17	協調・連携調査から	ホームレス実態調査	・ホームレス実態調査を実施する。	<b>県</b> ：実態調査の予算拠出、市町村は実態調査に協力 <b>団体</b> ：委託を受けて団体が主導で調査を実施
18	協調・連携調査から	AIDS文化フォーラム	・エイズ文化フォーラムの開催、広報活動、会場提供、エイズに関する啓蒙・啓発、参加団体・患者のネットワークづくり等を行う。	<b>県</b> ：会場の提供と広報、人的支援、企画、運営 <b>団体</b> ：事務局、企画、運営、ボランティアの動員
19	協調・連携調査から	桂川・相模川流域の環境保全事業	・桂川・相模川の流域環境を長期的に保全していくための市民、事業者、行政の協働の仕組みとして「桂川・相模川流域協議会」を設立すると共に、行動計画となる「アジェンダ21桂川・相模川」を策定し、推進を図る。	<b>県</b> ：協議会の事務局業務を担当 <b>団体</b> ：市民代表も事務局業務、代表幹事を務める。
20	協調・連携調査から	地域安全サポート事業	・神奈川県警察本部と団体との協働で、犯罪の発生を防止するパトロールなどの活動を行う。	<b>県</b> ：団体の活動に関連して警察権を行使する。 <b>団体</b> ：犯罪の発生を防止する活動

## 2 20事業の調査から見た協働の実態と課題

前節で、説明したように協働事業負担金から5事業、パートナーシップルーム利用事業から5事業、そしてボランティア団体等との協調・連携に関する調査から10事業の計20事業の事例から、協働事業にとっての重要点を帰納的に分析しました。

実際に県との協働事業として取り組み、そして努力しているボランティア団体の活動事例から、ヒントを得ることにします。各協働事業の特徴や内容については資料1「ボランティア団体等と県の協働（協調・連携）の事例」を参照してください。

### (1) 協働事業の働きかけ

#### 《協働事業の働きかけはどちらからか》

協働事業が始まったのは、実際、団体側からの働きかけにあるのか、それとも県側にあるのか、それとも双方からか、を団体側に質問していますので、その結果を紹介します。回答の団体数は20団体中11団体ですが、あるべき姿として参考にしたいものです。

協働事業の呼びかけは、「県から」、「団体から」、そして「双方から」はほぼ同数ですが、「双方から」が割合としてやや多い傾向にあります。協働事業らしく、計画立案になると双方で考える割合が多くなり、双方の意見の反映は「大いに反映」が多く、「少し反映」は皆無となっています。また、準備作業も双方で行っている割合は大きい傾向にあります。今回の調査対象では、おおよその輪郭として、団体側の積極性によって、県が協働事業として取り組む方向へ動かされているという傾向がみられます。

表 協働事業への呼びかけ等 (団体側への質問結果から・回答者11団体)

呼びかけ	1 県から	3 件	2 団体から	3 件	3 双方から	4 件	4 無回答	1 件
計画立案	1 県から	2 件	2 団体から	2 件	3 双方から	6 件	4 無回答	0 件
意見の反映	1 大いに反映	7 件	2 ぶつう	4 件	3 少し反映	0%	4 無回答	0 件
準備作業	1 県が中心	1 件	2 団体が中心	1 件	3 双方で	7 件	4 無回答	0 件

### (2) 協働事業に至るきっかけと経過について

協働事業がどちらの働きかけによって誕生するのかについては、すでに(1)で紹介しましたが、その中身、つまりはきっかけと経過については、ボランティア団体にとっては重要な関心事です。特に活動そのものをより広く社会的に認知させ、その目的とする内容をより普及及び啓発を図ろうしている場合には大きな関心事になります。ここでは協働事業に至るきっかけと経過について、その特徴的な8項目を注目点として紹介します。「きっかけ」とは、ものごとが誕生する働きかけの時期と状況を意味します。ただし、さまざまな経過の積重ねの上で、誕生しますので、その前後の経

過も簡潔ではありますが、可能な限り紹介します。

ここで協働事業に至るきっかけと経過、つまりきっかけにつながるような実質的な協働を求める関係づくりと、協働事業後のより緊密な関係づくりにおいて貢献している要素を協働事業化の注目点として、次の8項目に整理しました。協働（協調・連携）の事業の実態を調べますと、協働事業化に関する制度が整備されることはまずもって重要なことですが、例えそれが整備・充実されたとしても、それだけで協働事業が効果的に実施される保証はありません。20団体にヒアリングしたときに共通した印象として感じたことは、特に団体側の絶えざる努力と情熱でした。また団体側の積極的な働きかけとともに、県側の受け入れにも注目する必要があります。事例の紹介に当たっては、協働事業として優れた面を持つ20例を注目点8項目のいずれかの箇所ですべて登場させ、他の団体とは異なっている個性的な面を重視して可能なかぎり適切な箇所で紹介することを心がけています。当然のことながら、団体の特徴はそれだけにとどまりません。他の優れた注目点を併せ持っていることが多いのです。したがって、協働の手引き書として、読みやすく分かりやすくするために、提示したことをお断りしておきます。今後、協働事業を目指す人にとって参考となることを主眼にまとめています。

## 《団体側の協働事業への積極的な取組み》

### 注目点1 積極的に取り組む精神

積極的に取り組む精神（ポジティブ・マインド）は、特に団体側に共通する注目点となります。その内容を細かくみると、あるべき姿でもあるビジョンとか夢とかを追いかけること（情熱）、困っている地域住民のために何とかしたいと思うこと（地域性・切実さ）、目的をたててその実現に努力を惜しまないこと（達成意欲）等々に分解できます。ボランティア精神とひとことで言われている内容もよくよく実態に照らし合わせてみると、さまざまな要素から出来ていることとして理解ができます。こうした面での事例は、すべての団体に共通する要素ですが、ここでは特徴的な幾つかの事例を紹介します。

協働事業の要となる、団体のリーダーないしはメンバーの中には、共通性がみられます。それは、すなわち、県も含めて地域社会に対して新しい時代環境に適した新しい取り組み方・生き方、異質な要素の重要性を理解させ、それに取り組ませ、浸透させて行くこと（異質性・変革性）、そしてことにあたって、その時、その場において適切な対応がとれること（柔軟性）、また課題を見つけ解決することができること（解決性）などです。また、県側の柔軟性も協働事業を促進する重要な要因として注目することが大切です。

◆ 協働事業例 1 「女性のための緊急一時保護施設（シェルター）と外国籍市民に対する相談事業」

「女性の家サーラー」は、外国籍女性のための緊急避難施設として 10 年の実績があった。平成 13 年に DV 防止法が施行された。県は配偶者暴力相談支援センターを設置し、また婦人相談所が法律に基づく緊急一時保護を行うこととなり、シェルターや DV が広く社会的に注目されている時期でもあった。そのときに基金 21 協働事業の募集が開始された。基金 21 協働事業負担金への団体側からの提案によって、県では対応が難しい外国籍女性を受け入れることができるようになると双方が一致し合意した。そして団体側のみならず、県側についても共通しているのは、協働事業に取り組んでいる関係者は対等の姿勢でお互いに尊重して接していること（対等性）です。また、お互いの長所を生かし合い、また短所を補い合うこと（補完性）も大切です。

◆ 協働事業例 3 「市民による里山の保全と活用のシステムづくり」

「NPO 法人よこはま里山研究所」は、県内各地の荒廃した里山の保全に関して、県民が参加できる仕組みづくりについて先行して行っていた。県と研究所は里山の保全という課題についてすでに共有化していて、基金 21 協働事業負担金へ提案書で応募した。協働事業を成立させ、協定書で役割分担し、県と対等な立場で一貫して取り組んでいる。

**注目点 2 会議等での積極的な課題提起と企画提案**

団体側にとって会議等の発言の場は、協働へのチャンスの場でもあります。会議といっても県から委嘱された公式の委員会もあれば、多くの団体への呼びかけの努力をしながらも、半公式のワーキンググループでの打ち合わせ会・作業部会のようなものもあります。ここではこれらを総称して会議と呼称します。そうした会議に積極的に参加して、意思を表明したり、また問題・課題を提起したり（問題提起）、また企画書等にまとめて提案をしたりすること（企画提案）は協働事業化を図る際には重要な行動となります。

◆ 協働事業例 12 「かながわ外国籍県民医療通訳サービス支援モデル事業」

平成 12 年 10 月「外国籍県民かながわ会議」から外国人の医療通訳制度の必要性について、提言を受けて、県は平成 13 年度から医療通訳制度検討委員会を設置し、医療関係者、NGO 等と検討を行った。「NPO 法人多言語社会リソースかながわ」は、その中心メンバーが同委員会の委員であり、また、外国籍県民に対する診療を長年続けている医療関係者も含まれ、ノウハウの蓄積があること、県内に同様の活動を行う団体が他になかったことから、当該 NPO 法人与協働することとなった。

また、調査によって実態をデータで示すことができれば、発言はより客観性を持つことができますので、団体側から調査事業に関する企画案を提出し、実施すること（実態調査）、そして、幅広く関係する団体と連携すること（ネットワーク化）によりその実現を図ることは、協働事業を目指す団体としては、その基礎を形成する意味でかなり重要な行為となります。

◆協働事業例 7 「外国籍県民居住支援システム事業」

平成 11 年に提出された「外国籍県民かながわ会議」の第一期中間報告の中で外国籍県民の居住問題が提起された。これを受けて、不動産業界、外国籍県民、NGO、県が検討を行い、平成 13 年 4 月に外国人居住支援事業を開始、その事業を推進するための協力機関として「外国人居住支援ネットワーク運営協議会」を設置、3 月に「かながわ外国人すまいサポートセンター」を設立、4 月から多言語による外国人の居住に関する相談業務を実施している。

◆協働事例 17 「ホームレス実態調査」

平成 9 年以降野宿者層が変わってきて、県内在住の常勤労働者が終身雇用制度の崩壊や工場等の海外移転（安い賃金で生産ができる）で、失業者となり、野宿者となった。県内の野宿者の以前の職業は、常勤・自営が 7 割、日雇い労働者が 3 割。横浜・川崎以外では主に厚木などの工業地帯で、このような現象が起きた。県内で約 3000 名。横浜市内には自立支援センターや法外援助が位置づけられている（川崎では現物支給）が、他の自治体にはその制度はない。そのため全国各地から横浜・寿地区に集まってくる傾向がある。

相談の依頼は路上パトロールで受けることが多い。内容によっては後日改めて時間をとって話しを聞くことになる。そのため、街頭のソーシャル・ワーカーと呼ぶ人もいる。実態調査の必要性は「寿支援者交流会」から提案。自治体としても県内の野宿生活者が増えてきており、実態把握する必要が出てきた。双方で検討し、神奈川県として国の法律（平成 14 年 4 月にホームレス自立支援法が施行）が出来る前に県下野宿者の実態調査を 6 エリア 9 自治体にて実施。

注目点 3 課題を追求するボランティア活動としての実績の積上げ

協働事業化への事前段階として、ボランティア団体側の意志とか思いとかが具体的な活動を通して形成されていることが必要で、地域の切実なニーズに対応すべく、ボランティア精神で自主的に取り組んでいるボランティア活動の積み上げがすでになされているケースはまさにこれに該当します。目的の実現を目指して、事業を一貫して、継続的に行うこと（一貫性・継続性）によって、協働事業化以前に地域の関係者に影響を及ぼしている場合は、結果として県を協

働化へと動かす力を、潜在的に持っていると考えられます。長年の実績の積上げ、あるいは高い専門性と関連団体とのネットワークで情熱をもって自立した取り組みを行っている場合がそれに該当します。課題解決のために、さまざまな専門家、あるいは専門機関と連携してネットワークを形成、すでに組織的で柔軟な対応能力を持って組織化が図られている団体が、社会的に認知されていることもあります。協働事業以前にすでに相当の実績を積上げているのです。

#### ◆協働事業例 4 「小網代の森保全推進事業」

小網代の森の保全方針が平成 7 年に決まり、かながわ新総合計画 21 の施策の一つとなったが、72ha の保全方針のうち 0.45ha が買収されただけで公有地化が思うに任せない状態が続いていた。この過渡的な状況のもとで市民団体は県と連携しつつ、アカテガニパトロールを筆頭とする各種パトロール等を通して訪問者や地元への適切な対応を工夫し、自然の状況、利用の状況、危険個所の把握等、可能な保全努力を進めてきた。市民側からすれば、今回の協働事業はそのような実績の上で、過渡期からさらに保全後の整備活用におけるパートナーシップも視野に入れて成立したものと評価している。呼びかけも、計画立案も団体側からの働きかけ。

#### 注目点 4 県（関係機関）との協働イベントの積極的な開催

本格的な協働事業として成長していくためには、より規模の大きな協働イベント（実質的な共催・事業協力）等の開催体験を経て自信を持つことも必要です。自主的な活動として推し進めるうちに、世論の後押しを得て、団体の活動が多くの人々の知るところとなるのです。

#### ◆協働事業例 8 「ストップ温暖化普及啓発事業」ここから

平成 9 年の京都会議に参加する自転車隊に対するキャンペーンに県からの呼びかけに応じて参加し、その後、行政・市民・団体・企業の参加により実行委員会を発足させた。また、CO<sub>2</sub>削減に継続的に取り組む必要性を認識し、団体側から定例的な意見交換の場を設けることを県によびかけた。京都会議終了後、団体からの呼びかけにより、実行委員会参加メンバーの中でストップ温暖化の実践活動をおこなっている市民団体 7 団体及び学校 2 校の参加により、神奈川県環境計画課の恒常的な協議の場として「ストップ温暖化ネットワーク」を発足し、毎月定例会議を開催している。施策の具体的を進めようとしていた県と、実践に強い NPO が相互補完的に協働し、地球温暖化防止にむけた体験的普及啓発事業を共催で実施している。県側の事務は県が、団体側の事務は団体が担い、事務局も両方で協働して実施している。



#### ◆協働事例 9 「丹沢大山クリーンキャンペーン」

昭和 58 年 4 月 40 歳以上の人達 170 人で登山を開始すると同時に、丹沢の清掃登山を開始した。その後 19 年間清掃登山を継続して実施。平成 11 年「NPO 法人みろく山の会」から県に提案し、県との協働による丹沢、大山クリーンキャンペーンの実施に向けて、団体の事業企画によるヘリコプターによるごみの搬出が始まった。大規模な清掃活動が協働事業として継続されている。双方の狙いは一致していて、丹沢・大山の清掃と実態の調査の 2 点である。丁度、平成 12 年度から県が主体となり『丹沢・大山保全計画—丹沢・大山の豊かな自然環境の保全と再生を目指して』を基にボランティアの協力を得て山岳ゴミを回収するための予算化を検討していた。

#### 注目点 5 協働事業へのさまざまな仕組みの工夫

団体側の事業が広く社会に知られ、その事業の必要性が認知されるまでのプロセスですが、その準備として、他の団体の支援があって、その目的とすることを実現することが大切です。その実績を基にして、協働事業へとジャンプアップすることが可能となったという例があります。決してあきらめず、手段を尽くして満を持すということの大切さを、身をもって示している例はないかと思えます。

#### ◆協働事業例 13 「外国人のための医療機関リスト作成事業」

平成 13 年事業として県国際課が立案、県社会福祉協議会ボランティアセンターに委託して作成した。その際に、「外国人のための医療機関リスト 97」を発行した実績のあるソナの会が企画立案を県社会福祉協議会より再委託され、県内医療に関わるネットワークを主体としてプロジェクトチームを発足させて協議を重ねた。

また、パートナーシップといっても単に団体と県だけではなく、事業者を含めた三者が同時に協働事業へ取り組むことが適切なものもあります。協働事業化が成立するケースは様々で、円滑に誕生した例として、かかわる人々の立場を超えた「共通の想い」を実現したいという切望が後押しをしているケースがよくあります。まずは市民団体と県のパートナーシップの基礎固めをした上で、さらに事業者との協働、つまり三者の協働に移行して、更に各地域での協議会の設立に至っている団体もあります。

#### ◆協働事業例 19 「桂川・相模川流域の環境保全事業」

平成 4 年山梨県・神奈川水質保全連絡会議スタート。平成 7 年度～9 年度の 3 か年計画で環境庁の補助を得て、流域サミット、シンポジウムを開催。平成 9 年アジェンダ 21 市民会議が発足し、「市民案」を作成。市民・事業者・行政の三者と、助言者としての環境庁、建設省がアジェ

ンダ検討委員会を立ち上げ、平成10年桂川・相模川流域協議会が設立された。また同年、上流域の山梨県で桂川北都留地域協議会（現在、桂川東部地域協議会）を設立。平成12年、下流域で相模川湘南地域協議会を設立し、地域の実情に合わせて「アジェンダ21桂川・相模川」の普及及び啓発に努めている。協議会全体、地域協議会、加盟団体、及び諸市民団体との協働で、クリーンキャンペーンへの参加、流域シンポジウム開催事業、上下流域交流事業（植林、洋上観察）、森づくり専門部会事業、調査事業（洗剤、ホタル生態等）、各種学習会事業（含む体験学習）等を実施。

## 《県側の協働事業への積極性と理解》

### 注目点6 県（関係機関）・委員会等の柔軟な対応と協働への理解

団体側の努力を前提にしながらも、県・関係機関の対応の柔軟性も重要な要素となります。県並びに県がかかわる委員会・関係機関等の委員が協働の意義をよく理解して、異質の要素を受け入れる懐の深さ、つまり包容力を持っている場合、協働事業の可能性は高まることとなります。そうした協働の理解が県及び委員会の共通認識となり、また日常的に協働そのものが行われていると、グループとか、組織とかの体質になって、さまざまなネットワークが形成されることとなり、協働が一層進みやすくなります。

#### ◆協働事業例2 「引きこもり青少年支援協働ネットワーク事業」

不登校児支援の活動を通して引きこもり青少年を抱える親たちとの交流が生まれ、さらに神奈川県青少年総合研修センター（略して青総研）の学習講座に参加する中で、「楠の木学園リロード」が問題を提起したことがきっかけになり、基金21協働事業負担金を活用して、県青少年課・青総研との協働事業がスタートした。

県側においても明確な問題意識及び実践により団体との関係が形成されていたこと。5年前から、青総研では、不登校・引きこもりという切り口で研究すると青少年のことが分かるのではないかという問題意識を抱き、団体と関わっていくようになり、研修や学習会の講師に団体のメンバーを呼ぶようになった。青総研内に研修の名目で、実験的フリースペースを作り、支援者養成に役立ててきた。このような県の柔軟な対応により、団体に関わりやすかった。「青総研は、役所の堅いイメージがなく入りやすい。」と言われた。

#### ◆協働事業例6 「新エネルギービジョン策定事業」

団体が市民共同発電所の設置などにおける、県との協働の実績の積み重ねやイベント開催（エコタウンかながわ）を通じて、行政と団体との信頼関係が形成された。そうした関係を受けてビジョン策定の検討委員

会へ委員あるいは専門部会として、団体が参加し、その中でビジョン策定後、それを実践に移すためには団体自ら調査し、提言する必要性があるとの合意が形成され、各種調査を団体が実際に行い、協働事業としてビジョン策定を行った。

#### 注目点7 県にとって困難な事業には協働が必要

協働事業が成立する条件として、県側が単独では困難な事業に対して、団体側が積極的に活動して、事業の実現の可能性を高めることができることです。また、縦割り行政では柔軟に対応できず課題解決に困難性が伴う場合も、協働の対象になる可能性は大きくなります。団体側のリスク対応力、あるいは柔軟性をもった課題解決力に期待しているからと考えられます。

##### ◆協働事業例 15 「障害者スポーツ教室」

平成10年に開催された第34回全国身体障害者スポーツ大会（かながわ・ゆめ大会）の成果を継承するため、自主的に組織された「神奈川県障害者スポーツ指導者協議会」と県障害福祉課が協働することで、障害者が身近な地域でボランティアに接し、気軽にスポーツに接することができることを目指した。上記全国身体障害者スポーツ大会がきっかけとなり、協議会が設立された経過もあり、協力依頼をうけた。県内障害保健福祉圏域毎に障害者スポーツ教室を開催し、障害スポーツの普及と障害スポーツ指導者等の育成を図る。協働事業として、協議会側は、指導員として教室での障害者の介助、競技運営に携わり、県は、教室の企画立案、広報活動、そして資金提供を行っている。また、県が別に実施している“県初級障害者スポーツ指導者養成講習会”を終了した新たな障害者スポーツ指導者への活動の機会の提供ともなっている。

##### ◆協働事業例 20 「地域安全サポート事業」

「NPO 法人ガーディアンエンジェルス横浜支部」は自立して活動している団体で、県警が行う各パトロール活動に自主的に参加している。犯罪防止パトロールなど地域安全活動の強化を求める社会的な要請によって、犯罪の発生を防止するパトロールなどの活動により防犯環境の保全に対応するために協働事業化が図られた。2002年ワールドカップ期間中の警備部隊の後方支援、平塚の七夕祭りを始め、県内各地で行われた花火大会等の祭事パトロール、広く犯罪防止パトロール等を行っていて、関係自治体から高い評価を得ている。

また、県のあり方として、プライバシーの保護が極めて重視されたり、関係が複雑で専門的な国際理解が必要な分野などでは、通常の行政サービスとして取り組むことは、難しいことが多くなります。

◆協働事業例 11 「女性への暴力緊急一時保護事業」

県・市町村・団体の三者協働事業となっている点が大きな特徴。女性による女性のための相談活動を行うなかで、夫や恋人などによる暴力から女性の身を守るための緊急避難所(シェルター)を設ける必要性が認識され、神奈川県にその問題を提起した結果、「女性に対する暴力対策協議会」が設置されて、対策の検討が進められた。具体的には、平成 11 年度に県女性センター分室に団体側からスタッフを出してもらい、平成 12 年度には「NPO 法人かながわ女のスペースみずら」に委託するという経過で積み重ねられた団体の実績や、県と団体の関係構築があった。課題の広域性及び団体の実績から、三者協働となったことは必然と言える。実際は、問題や課題があると、団体から県に報告があり、県が団体と市町村の間に立って、調整を行っている。協働する 3 者が意見交換・協議する場の設定が検討事項に上っているが、平成 14 年 4 月に DV 防止法が施行されたばかりであり、今後の課題となっている。

◆協働事業例 18 「AIDS 文化フォーラム」

平成 6 年 8 月に横浜で開催された医療関係者中心の「第 10 回国際エイズ会議」に対し、HIV/AIDS に関して市民のための会議を市民の手で実施しようという趣旨で始まったのがきっかけで、「AIDS 文化フォーラム組織委員会」が組織化された。現在、上記委員会と県は共催し、AIDS 文化フォーラムを開催している。協働の形態は、組織委員会>運営委員会>ボランティア団体の階層となっていて、第 1 回から県が共催して協働事業として行っているが、県は組織委員会のメンバーではない。実働部隊は、運営委員会で、県職員がメンバーとして入っている。事務局は民間(横浜 YMCA)で、企画・運営は団体が主となり、県は予算措置をしておらず、企業の寄付や助成金で資金を賄っているために、より自立した形となっている。

《団体側と県側の共通認識から双方の積極的な取組み》

注目点 8 新制度への対応、災害への対応から協働の展開

環境の変化から県民の切実なニーズが急浮上し、相談件数とか、対応件数が急速に拡大してくる場合、協働しながらの双方の積極的な取組みが期待されます。たとえば、法令の施行に伴い、県民ニーズが急速に顕在化し、行政サービスの必要性が急速に拡大することがあります。あるいは阪神・淡路大震災等の経験を踏まえ、いずれ高い確率で発生すると思われる震災等への備えを進める必要もあります。こうした場合には行政だけでは十分な対応ができない面もあり、県から団体に協働の働きかけがなされますし、同時に、団体からも県に対して協働事業が提案され、数多くの協働事業がさまざまな分野で行われてい

くこととなります。

まずは、新制度の施行に伴う地域のニーズが急速に高まり、課題が発生し、その解決策が求められる場合についての協働事業例を紹介します。

◆協働事業例 14 「介護支援専門員リーダー活動支援事業」

平成 12 年 4 月に介護保険制度が施行され、介護支援専門員の連絡会が地域毎に設置され、経過する中で、現場における課題が次々と明らかになった。その解決に向けて県との取り組みが必要と判断、県と（社）かながわ福祉サービス振興会の双方が話し合い、その結果平成 13 年 4 月に専門性を活かした組織として「NPO 法人神奈川県介護支援専門員協会」の設置となった。介護支援専門員の質の向上を目的とした調査研究と研修などの業務委託が話し合われ、協働事業として効果的かつ効率的に実施している。

◆協働事業例 16 「児童虐待防止対策」

平成 12 年に児童虐待の防止などに関する法律が施行された。平成 13 年度には児童相談所での児童虐待相談処理件数が急増、2 万件を突破した。そうした中、「NPO 法人こども虐待ネグレクト防止ネットワーク」は県議会議員からのヒアリングをきっかけに仲介を受け、協働事業にまで発展した。

平成 12 年に施行された児童虐待の防止などに関する法律の第 4 条第 1 項に「関係機関及び民間団体の連携の強化、その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めるものとする」と規定されている。県の公的な指導を中心として相談事業と、各地域における NPO の児童虐待に特化した専門的な相談事業について、情報交換と連携をするために協定書を締結している。

次いで、予測される災害被害の大きさとか、現実には起こっている犯罪被害の深刻さは、いずれも地域の住民にとっては放置できない、切実な課題です。こうしたことへの対応

も県と団体の双方の積極的な対応によって解決される協働事業となります。

◆協働事業例 10 「県災害救援ボランティア支援センター運営事業」

災害時の一般ボランティアの需給調整を行う機関として、県民活動サポートセンターに県災害救援ボランティア支援センターが設置されることとなり要綱が策定されたが、サポートセンターの利用団体であった「神奈川災害ボランティアネットワーク」がコーディネーター役となり、平成 12 年には支援センターのコーディネートを行うことを目的とする「神奈川県災害救援ボランティア支援センター・サポートチーム」が結成された。協働事業に当たっては、パートナーシップルームを活用し、呼びかけと計画立案は、いずれも双方から行われた。

#### ◆協働事業例5 「犯罪や災害の被害者等に対する支援事業」

犯罪等の被害者が増えていく中で、神奈川県被害者支援連絡協議会の総会において、被害者の精神的なケアを行う団体として設立が警察から呼びかけられ、平成12年準備会発足。その後電話相談員の公募、養成研修、正会員、賛助会員の募集開始。平成13年5月に「神奈川県被害者支援センター」が正式設立。このような経緯があり、警察とセンターとは、被害者やその家族、遺族に対する支援という課題を最初から共有している。協働事業は警察側からの呼びかけに基づいて、双方で計画を立案した。具体的には、その後基金21協働負担金の対象として事業を進めている。平成14年10月にNPO法人格取得。

### (3) 協働事業の効果・メリット

協働事業の目指すところは、県民、つまりは地域住民へのより直接的な貢献にあります。それを大前提にして、いかなる具体的な施策が地域の課題と住民のニーズへの対応として適切であり、また効果的であるのかについて、協働事業例を通して語っている点で協働事業の効果・メリットのヒアリング結果は貴重です。協働事業による地域住民にとっての効果・メリット、協働事業をより充実させるための団体側にとっての効果・メリット、同様に県側にとっての効果・メリットについて、以下に整理しました。

#### 《協働事業による地域住民にとっての効果・メリット》

協働事業においては、地域住民への貢献を目指して、団体側と県側の双方で共有化された課題・目的（あるいはあるべき姿・ビジョン）の実現を目指します。また、協働事業自体が大きな成果であるという意見もあります。県民参加が行われていることとなりますので、それぞれが単独で行うよりも効果が大きくなります。お互いにできないことを補い合うこと（相互補完性）、または得意なところを生かし合って効果を生みだしていくこと（相乗効果性）によって、協働事業によって新しい公共的なサービスの仕組みが創出され、それによって公共的なサービスの拡大・充実が一層可能となります。

団体側も県側も単独ではなしえないような、1) 県民にとって切望される目標を実現可能にすること、2) 膨大な時間がかかると思われていたことが比較的短時間に実現できるようにすること、3) 双方で知恵を出すことで実現の見通し（達成期間も含めて）をつけること、そして4) 団体側と県側のネットワークあるいはチャンネルを共有化でき、さまざまな可能性を発掘することができること、などが協働事業の効果です。

こうした効果によって、地域住民のニーズや地域特性に即した新しい公共的なサービスが可能になったり、地域住民の意思が行政の政策形成に反映されやすくなります。

## 《協働事業をより充実させるための団体側にとっての効果・メリット》

### ① 専門性の育成・向上・強化

団体側の先駆性・機敏性が協働によって、地域の実情とニーズを踏まえて問題解決していく、より専門性の高い能力向上につながります。調査をしたり、実態を把握したりすることによって、団体側のメンバー・スタッフ等が課題分野とか、地域特性とかに精通し、地域の実情を踏まえた専門性をより一層身につけることが可能となり、人材育成への貢献は大きいといえます。公的調査と現実の間に横たわっている市民の悩み・願い・ニーズ等が透視できるようになります。

こうしたことを通して、実践しやすい環境づくりができていきます。団体側に自信と誇りが生まれます。調査による客観性も身につけて、委員会等への意見具申も可能となります。実効性の高い施策案を策定・立案することが可能となります。実効性とは、絵に描いた餅にならないということです。地域の実情に精通するが故に、地域のニーズに的確に応えることができます。また、粘り強さも身につけることになり、専門性の向上・強化が可能となります。さらに課題解決への取組みがより実践的になり、施策に反映させる筋道が見えてきます。また、実際に施策に反映させることが出来ると確信に満ちた話は、今回の協働事業例 20 の団体側から数多く聞くことができました。

### ② ネットワークの拡大と強化

団体側と県側のネットワークは、各々が特有の特性を持ちますが、協働事業の本質として、密接に関連しながら、関係者への啓発活動によってネットワークは拡大していきます。地域での啓発活動が、新たなネットワークを生み、またニーズを生みだしていき、より地域のニーズに根ざした普及啓発活動が可能となります。特に、ニーズを掘り起すが故に、活動のフィールドが創出され、広がり、深化することとなり、この蓄積の先に、より大規模なネットワークが形成されていくことになります。関係する他の市民団体と協働で調査をすることから、実施に際してネットワーク形成の準備がスタートしているともいえます。協働意識が向上すれば、自ずと活動は活性化し、またネットワークが形成されていきます。

県との協働は、課題によっては、市町村との協働の必要性を誘発します。また、団体の先駆性と機動性によって、県庁内、あるいは市町村内の関連部署との協働を誘発していく可能性が高まります。

かなり多くの団体からヒアリングでこうした可能性が聞かれました。

### ③ 信用拡大と知名度向上

県側も同行して調査をすれば、信用されやすくなることは、団体側からのヒアリングの際に多く聞かれた指摘です。また県（関係機関）との協調・連携を公表することで、社会的な信用が増すことも指摘されています。このような信用の拡大は、さまざまな点での恩恵を生みだすこととなります。調

査そのものに対する信頼性が増すこと、また活動自体が県との協働事業であることで公共性のある事業であることと受け取られることは、初対面ながら調査者と被調査者の心理的な距離を一挙に縮める効果は大きいものとなります。実態が分かれば、適切な対応方法も考案でき、被調査者との連携・協調の可能性が増します。また、協働事業によって、団体とそれに関わる人々の知名度は向上します。

#### ④ 事務手続きに関する能力の獲得

協働事業で、事務の一部が県（関係機関）によって役割分担される場合、事務手続きの能力を協働体制として獲得することができます。いわゆる複雑さ・繁雑さの伴う事務手続きから逃避するのではなく、むしろ積極的に取り組むことで自信が生まれ、対応できる能力を獲得することができます。

#### 《協働事業による県側にとっての効果・メリット》

協働事業による県側にとっての効果・メリットとして、次のような指摘があります。1)団体側の柔軟性を活用したサービスを提供できます。たとえば県民への対応のために開設時間を夜間とか、休日にすることなど。2)団体側への側面的支援によって、県単独では困難なことでも、きめ細かなサービスを提供することは可能となります。公平さを重視するより、出来ることからサービスを提供していくことなど。3)団体側の先駆性と機動性を中核能力にしながら、専門性とネットワークを活用することによって、課題解決をすることも可能となります。また、4)団体側は法令に拘束されず臨機応変な対応を発見することが出来ますので、さまざまな新しい仕組みを生み出すことができます。さらに、5)団体側のリスク対応能力に依存しながら成立する協働事業もあることが分かりました。6)県側にとっては将来に備えてのノウハウを獲得することも可能となります。

総じて言えば、団体側からの先駆的で機動的な活動を含めた協働事業によって、県民の目線で考える新しい施策をもたらすことができるようになります。

#### (4) 協働事業の課題

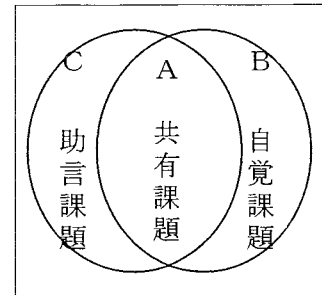
協働事業の課題を、「団体にとっての課題」と「県にとっての課題」に分けて整理しました。実際に行ったヒアリング調査等では、それぞれの自らの組織側には「どのように変わるべきか」、そしてそれぞれの相手の組織側には「どのように変わって欲しいのか」について質問をしています。調査項目を組み合わせ、団体にとっての課題と県にとっての課題として整理しました。双方が指摘し、気づいている共有課題、自らの反省とか積極性とかで出されている自覚課題、そして相手から率直に指摘されている助言課題として分類し、整理しました。



限られたスペースでの記述式のアンケートと追加のヒアリングでしたので、重要事項が強調され、指摘されていると理解できます。しかしながら、意見として出てこなかったことでも全く意識されていなかったとは直ちに断言できないと思われます。なぜならば、ある協働事業においては協働の相手同士がある程度行っていて、大きな問題はないという認識であれば意見として反映されない傾向があるからです。したがって、団体は団体としての、また県は県としての発想を広げ、気づきを促すヒントとして受けとめることが妥当と思われます。

① 団体にとっての課題（団体が変わっていくべき点）

団体自身に対しては、「団体が変わっていくべき点」と質問し、県に対しては、「団体が変わって欲しい点」として質問しています。その質問に答えとして出された指摘事項は、両方に共通する点をA（団体側と県側の双方から指摘している共有課題）に、団体側の中の記述のみであればB（団体側の自覚課題）に、県側の中の記述のみであればC（県からの助言課題）に分類して整理しました。



〈A 団体側と県側の双方の共有課題〉

Aの「団体側も、県側も指摘している共有課題領域」は、いわば両者の指摘がほぼ一致し、共有されている課題領域で、次のような内容になります。

i 財政等の自立：

団体側としては「組織の自立化に向けた財政基盤の確立をしていきたい」、「組織を拡大したい。方向として NPO 法人化」そして「財源確保も含めて計画的に自立する必要性がある」と自覚。県側としては、ほぼ同様な内容として「協働により拡充した事業を協働期間終了後も継続できるよう、財政的な基盤の確保」、「自主的に体制・資金・事業面の充実を図って欲しい」そして「運営に当たる事務局等の体制を固めて NPO 法人化を進めてほしい」との指摘がある。

ii 事務・運営体制の確立：

団体側としては「団体の事務職員の確保を支援して欲しい」「自主的な組織として運営体制を確立する必要性がある」「スタッフが不測の事態に十分対応できるようにしたい」そして「効率的に事業を実施したい」と指摘している。県側としては「団体側の担当者の確保」とあり、また好意的に「あえていえば事務処理能力の向上。しかしその点を含め団体と協働しているため、協働事業を行う上でそれほど障害ではないと考えている。実践能力はあるので、発言する分は責任を持ってやってくれている」とする指摘がある。

iii 情報の共有化・協議の充実：

団体側としては「事業を進めていく上で県の意思決定の歩調に合わせる事が重要」と県に対して好意的な指摘となっている。県側としては「お互いの情報の共有に努める」「事業の展開にあたっては、その都度ボランティア団体と協議しながら進めている」と指摘し、全体として相互の努力課題として提起している。

iv 連携・ネットワーク化の促進：

団体側としては「ネットワークとしての組織が確立するようにしていきたい」として「支持者の幅を広げる」と指摘している。同様に県側としても「団体コミュニケーションや連携を広げて欲しい」「さまざまな立場の関係部署とのスムーズな連携」そして「事業者、県と連携した取り組みを推進して欲しい」など前向きな課題として提起している。

v 活動の活発化：

団体側としては「日常的に参加できる活動の場を更に増やしたい」「相談時間、対応言語の拡大にも対応していきたい」「将来は対象者の領域を増やして相談対応機関として機能充実を目指す」等の団体自身の課題に対して積極的な認識を示している。県側としては「もう少し活動の時間を振り向ける努力をして欲しい」「団体活動を活性化させて欲しい」等の指摘がある。

〈B 団体自身の自覚課題〉

Bの「団体側は指摘しているが、県側は指摘していない課題領域」は、団体側として自覚している課題となります。内容的にはいずれも前向きに自省的に書かれています。

i 規律・マナーの向上：

「関係する団体メンバーの中には社会人としての常識に欠けることがあり、社会規範を身につける努力をする」「団体も広く行政や社会の行動様式を学ばねばならない」として「参加時間を守るとかの責任ある行動が必要」は、団体活動がより社会性を持つとしようとするときの自覚と思われる。

ii 広報・渉外活動の活発化：

「広報活動を活発化させたい」「存在をより社会的に認知されるために渉外活動、広報活動をもっと活発に行う必要がある」などは、外向きの姿勢の重要性を自覚している。

iii 取り組み姿勢の強化：

「本格的な対応への備えとして、個々人の決意を明確化させる」「保全の過渡期であり、リスクを抱えながら曲芸的に運営しているが、ともかく継続すること」などは、責任感・リスク対応への覚悟等、当事者でなければ存在しない自覚として、受けとめたい。

### 〈C 県側からの助言課題〉

Cの「団体は指摘していないが、県は指摘している課題領域」は、団体にとっては協働事業を成功させ、より円滑に促進させるために、助言的に指摘を受けとめたい課題です。

#### i 組織内の意志疎通の充実：

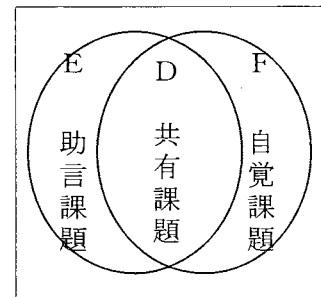
「リーダー層とメンバー層の意識のギャップがある」また「団体内の情報共有化の体制整備が必要である」と指摘されている。

#### ii 企画力・提案力の向上・強化：

「計画の具体性を高めて欲しい」「プログラムの企画等によるマンネリ化を防ぎ、時代に合った話題や最新情報の収集が可能なようにしておく」、「今後とも実現の可能性のある事業に関する積極的な提案をいただきたい」と要請されている。

### ② 県にとっての課題（県が変わっていきべき点）

団体自身に対しては、「県が変わって欲しい点」と質問し、県に対しては、「県が変わっていきべき点」として質問しています。整理の仕方は原則的には団体側と同様です。その質問に回答として出された指摘事項は、両方に共通する点をD（団体側と県側の双方から指摘している共有課題）に、団体側の中の記述のみであればE（団体側の助言課題）に、県側の中の記述のみであればF（県からの自覚課題）に分類して整理しました。



### 〈D 団体側と県側の共有課題〉

Dの「団体も、県も指摘している共有課題領域」は、いわば両者の指摘がほぼ一致し、共有されている課題領域で、次のような内容になります。

#### i 意思決定の迅速化：

団体側からは、「意思決定をスピードアップしてほしい」との声はヒアリングの際は極めて多く、特に「担当責任者決裁の迅速化は是非図って欲しい」との要望あり。県側では、「決定の遅さや、手続きの多さを改善すること」また「通常の方法では決裁までの時間がかかり、迅速でないので、稟議の方法を簡素化して決裁期間の短縮化を達成すること」などの改善点について、すでに着手したこと、また前向きに検討しているところも多い。

#### ii 柔軟性の向上：

団体側としては、「事業実績のみでなく、団体の求める支援をして欲しい」「著作権等について事実上協働であれば自由にして欲しい」そして「予算の弾力的な執行」等の課題の指摘がある。県側としては、「提案された意見を施策に反映させるため、従来のかたまりにとらわれず幅広い観点から柔軟に対応する必要がある」、「課題解決のための柔軟な対応」そし

て「行政の枠にとらわれず、関連する民間の団体等とも調整しながら必要な事業に取り組めるようにする」など前向きな課題の指摘がある。

**iii 計画策定段階からの協働：**

団体側として、「計画策定の前段階でも課題提案とか、実態調査等の協働作業を行いたい」また「計画策定の段階から協働作業したい」などの意見が多く聞かれた。県側として、「団体の活動実績に応じて、企画・立案段階から参加を求めるなど、団体に対してより積極的な関わりを求めること」などの意見が出され、団体側・県側両者ともに協働では政策形成のより上流側に向かって参画を求めていることが共通していた。

**iv 説明責任（アカウンタビリティ）の努力：**

団体側としては、「事業内容の変更に際して内容や経過等を明らかにして欲しい」との要望があり、県側としては「事業方針を明確に打ち出すこと」と前向きに検討する姿勢がみられた。

**v 監査等必要な手続きを事前に知らせることの徹底：**

団体側としては、「団体に帳簿類整備に関する検査があったが、当初は知らされていなかった。予め検査の計画を示してほしい」との指摘あり。対して、県側としては、「会計監査に際して、団体に対して備えるべき会計帳簿を予め示しておくこと。それは、簡易なものにすること」と前向きに検討する姿勢がみられた。

**vi 自主的な参加姿勢の向上：**

団体側としては、「県職員もボランティア活動に参加して欲しい」、「直接に市民と接してないので現場に弱いことを自覚した上で、現場に近づく努力をしてほしい」との課題提案がある。県側としては、「市民感覚、市民の目で行政をみていくこと」と今後への取組み姿勢を示している。

**vii 県内部の連携・調整の向上：**

団体側としては、「県の関連部署との連携を密にして欲しい」「縦割りではなくて、県の各部署・各機関の連携に努めて欲しい」と数多くの指摘がある。県側としては、「団体の活動趣旨と内容の必要性が末端まで浸透しているかについては疑問の面もあり、県内の認識の浸透を図っている」「活動の必要性が末端まで浸透するように図って行くべき」として、組織の指揮命令系統での改善課題が前向きに記述されているが、部局を越えての横への浸透に課題が残ることになる。

**viii 支援・運営能力の向上：**

団体側としては、「現状通り裏方として市民活動を支えて欲しい。事務処理等で指導して欲しい」とあり、県側としては、「県の役割として、物的等の支援とともに、事業企画、運営能力、作業技術力の向上や、ボランティア団体の運営能力の向上の機会や情報の提供を図る必要があ

る」と自認している。さまざまな状況次第で課題が発生し、両者で継続して課題解決を行う必要があると考えられる。

#### 〈E 団体側からの助言課題〉

Eの「団体は指摘しているが、県は指摘していない課題領域」は、県にとっては明確に自覚されていない恐れが強く、改善することが期待されている課題として受けとめるべき助言課題です。

##### i 人事異動等での引き継ぎの徹底：

「(多くの場合には3年毎の)異動によって人が変わっても、スタンスが変わらないようにしてほしい。そのための仕組みづくりも必要」。そして、「人事異動により施策の継続が困難にならないようにしてほしい。副作用として団体側の関係者が混乱する」が、ヒアリングの際は頻繁に聞かされた指摘である。

##### ii 資金活用に関する制度改革の推進：

「事務経費などに対する支援がなく、活動量が増えると事務経費分の資金を調達する必要性があり、その面の制約を解除して欲しい」などは、団体側からヒアリングの際、数多く聞かされた指摘である。

#### 〈F 県側自身の自覚課題〉

Fの「団体は指摘していないが、県は指摘している課題領域」は、県が協働事業の際にはことのほか強い関心を持ち、更に改善をしなければならないと自覚している課題です。いずれも自省的な内容となっています。

##### i 異質性への関心の拡大：

「県の事業の進め方とは異なる方法があることに目を向け、新たな変革の芽として関心を持って取り組むこと」「基金の創設や税の軽減など、現在の施策の枠組みでは対応困難な提案があり、どう対応していくか」などチャレンジ精神に富んだ課題となっている。

##### ii 企画提案力の向上：

「プログラムの企画等によるマンネリ化を防ぎ、時代に合った話題や最新情報の収集が可能なようにしておく」などは前向きの課題といえる。

地域住民のニーズは多様化し、急速に変化してきています。きっかけとその過程の多様さにもあるように、協働事業では継続して創意工夫していかなければなりません。また、地域住民のニーズに対応すべく、団体側の自主性と主体性によって、先駆性と機動性を発揮し、新しい公共的なサービスが創り出されていきます。それを県側が前向きに受けとめて、育てようとする協働事業においては、時と場によって、そして何よりも関係する人々と共に、協働事業における課題はさまざまな姿をもって変化・発展していくと思われるからです。

このような多様性と変化を併せ持つ状況下では、絶対的な正解を求めることは協働事業の本質を見失うこととなります。

# 第 3 章

---

ボランティア団体等と県の協働の  
方法及び留意点

---

## 第3章 ボランティア団体等と県の協働の方法及び留意点

### 1 協働の具体的事例から見た協働の方法及び留意点

今回の調査から見えたボランティア団体等と県の協働の方法としては、主には「団体からの提案型」、「両者の協議型」、「行政からの依頼型」の3通りがあります。団体からの提案型としては「かながわボランティア活動推進基金 21 協働事業負担金」、両者の協議型としては「パートナーシップルームの利用」、行政からの依頼型としては「委託事業」の実施が多いのが現状でした。ここでは上記分類に基づいて、協働の方法、協働するうえでのきっかけ、留意点を分析してみました。

#### (1) 団体からの提案型事業

団体からの提案型事業としては、かながわボランティア活動推進基金 21 協働事業負担金があります。

今回調査対象となった負担金事業は、平成 13 年度、14 年度に実施した「事例 1：女性のための緊急一時保護施設（シェルター）と外国籍市民に対する相談事業」、「事例 2：引きこもり青少年支援の協働ネットワーク事業」、「事例 3：市民による里山の保全と活用のシステムづくり」、「事例 4：小網代の森保全推進事業」、「事例 5：犯罪や災害の被害者等に対する支援事業」の 5 事業です。

##### ① 事業の特徴

負担金事業のポイントは、団体からの提案書の提出、県との事前協議、協議結果報告書及び申請書の提出、そして事業実施の基本的スタンスや役割分担を明らかにした協定書の締結です。また、ボランティア団体等、県ともに実施事業の必要性に対する共通認識があることが重要です。

##### ② 役割分担

協定書の中の主な役割分担としては、ボランティア団体等は提案事業の実施主体として事業を責任を持って実施します。県は、経費の負担、ボランティア団体が事業を実施する上で必要な関係機関及び行政機関・地権者との調整や研修・育成事業への場や人材の支援、及び関係情報の提供、実施事業の広報等を担っています。

##### ③ 事業の留意点

#### 留意点 意思の疎通、情報の共有化のためにも定例的な調整会議を

ここでの事業は、意思の疎通、情報の共有化に配慮して定例的な調整会議等を設けています。しかし、社会的な緊急課題として、負担金事業を提案した例もあり、組織的な継続性、専門性、他ボランティア団体等や関係機関とのネットワークの構築はまだこれからです。また定例的な調整会議の開催もこれからであり、試行錯誤しながらの協働事業の実施となっていることが見受けられます。

ボランティア団体、県の共通課題として、今後も社会的緊急課題から

活動を立ち上げることは必要不可欠であります。協働事業として調整会議の定例的開催等、より綿密に意思を疎通し、お互いが信頼関係を持ち、どの様に補完し合うのかに留意することが必要です。

#### 特徴的事例 〈負担金事業において対等な立場で事業を実施〉

事業実施団体は、現在の団体発足以前も含め 10 年前後の継続した活動の経験を有し、その経験から得た専門性・信頼性・ネットワークを持ち、組織的・活動的にも団体の自主・自立性が確立されています。また、県も専門性を持ったボランティア活動の重要性を認識しており、団体、県ともに事業実施以前からお互いを認め合う関係が構築されており、負担金事業においては対等な立場で事業が実施されています。

### (2) 両者の協議による協働事業

ボランティア団体等、県の両者の協議による協働事業としては、かながわ県民活動サポートセンター8階に設置されているパートナーシップルームを利用した協働事業があります。今回の調査対象となった事業は「事例6：新エネルギービジョン策定事業」、「事例7：外国籍県民居住支援システム事業」、「事例8：ストップ温暖化普及啓発事業」、「事例9：丹沢大山クリーンキャンペーン」、「事例10：県災害救援ボランティア支援センター運営事業」の5事業です。

#### ① 事業の特徴

パートナーシップルーム利用の5事業は、地域社会が抱える課題解決に向け継続性、専門性を持って活動するボランティア団体と、その課題解決を施策に位置付けている県担当部局の両者が、共通なテーマを持ってパートナーシップルームを利用して定例的に協議を行っています。

協議の場の設置の呼びかけは団体から行われ、この協議の中から、共催事業、委託事業、政策提案が行われています。

いずれも県内の他のボランティア団体や関係機関とのネットワーク型で事業を実施しているのが特徴です。また、幾つかの事業は県だけではなく、市町村とも連携して実施しています。

#### ② 役割分担

負担金事業のように役割分担を明記した協定書の締結等はされていませんが、いずれの事業も、企画・立案は、双方で一緒に行い、事業は団体が実施し、県は場所の確保、経費の負担、関係市町村・関係機関との調整、広報等を担う等役割が分担されています。また、事業実施においても県担当部局も休日出勤や共に現場に行き出来る限り協働で事業を実施する等、資金や場所の提供に終わらないよう努力をしているのが見受けられます。



### ③ 事業の留意点

#### 留意点 単独団体活動からネットワーク組織による活動へ

いずれの事業も単独で活動していた団体が、県との協議の場を発足するにあたり、テーマが共有する団体、及び関係機関とネットワーク組織を発足しています。

このことにより、より広範性、多様性、機動性等を有した活動となり、団体の課題解決能力は大きくなります。

また、県にとっても単独団体より協働の効果を期待しやすく、協働しやすい環境が整えられる効果があるといえます。

#### 留意点 団体の主体的提案を受け入れる行政の仕組みを

上記5事業はいずれも具体的事業を実践する団体からの提案を基に、内容の企画・立案については双方で協議を行い、事業の実施はボランティア団体と県が役割分担を行って、協働事業として実施しています。企画・立案は、行政やボランティア団体がそれぞれ勝手に行い、相手に協働を依頼するのは協働事業とは言いがたく、団体は提案力、県と協働するという姿勢、そして行政は提案を受け入れる姿勢が必要です。

今回の調査からも、団体からは遠慮なく意見を提起できる関係の構築が必要であり、県としては、ボランティア団体等の主体的な判断や主体的な活動を尊重し、県主導とならないように気をつけている、との意見がありました。

#### 特徴的事例 〈実行委員会、イベントから協働事業へ〉

〔事例8〕〔事例9〕の2事業は、最初の出会いは地球温暖化防止の実行委員会、クリーンキャンペーンであり、その関係の中から顔の見える関係、信頼関係が生まれました。

〔事例8〕は、ボランティア団体から継続した協議の場の設置が提案され、〔事例9〕は、最初の協働の提案は団体から、その後県からネットワーク組織の立ち上げが提案され、パートナーシップルームでの両者の協議に至り、相互補完的な協働事業へと発展しています。〔事例10〕も県民活動サポートセンターに災害救援ボランティア支援センターが設置されることとなったことをきっかけとして、災害時全国から参集するボランティアのコーディネートを担うためにサポートチームを結成、パートナーシップルームで協議を行い人材の育成、研修等の協働事業を実施しています。いずれの事業も県との協議の場の設置にあたり、「ストップ温暖化ネットワーク」「丹沢大山ボランティアネットワーク」「地域防災ボランティア横浜」を発足、多様な組織が連携し、県との協働関係を構築しています。また3事例においては、事務局局的機能も双方で分担し担っています。

### 特徴的事例 〈知事委嘱の委員会提案から協働事業の実施へ〉

〔事例 6〕〔事例 7〕の 2 事業は、県知事委嘱の委員会等からの提言をもとに、パートナーシップルームを使って事業の内容等について両者で協議を行っています。

〔事例 6〕は、県知事委嘱の新エネルギービジョン策定検討委員会に参加のソフトエネルギープロジェクトから導入可能性調査、担う人材の育成等を目的とした専門部会の設置を提案。委員会、県の協働への理解により県内で太陽光、風力、木質・廃棄物等のバイオマス等新エネルギーの普及啓発に取り組む団体が参加して知事委嘱による市民ワーキンググループを発足。

〔事例 7〕は、外国籍県民かながわ会議からの中間報告を基に、多言語による外国人の居住に関する相談事業を目的に、不動産業界、外国籍県民、NGO、行政等が参加して外国人居住支援システム及びかながわ外国人すまいサポートセンターを設立。〔事例 6〕〔事例 7〕共にパートナーシップルームでの協議を行っています。

この協議の中から委託事業への発展、更に政策提言へと至り、県の平成 15 年度事業に位置付けられた事例もあります。

### (3) 県からの依頼型

県からの依頼型としては委託事業があります。今回の調査対象となった事業は、「事例 6 新エネルギービジョン策定事業」、「事例 1 2 かながわ外国籍県民医療通訳サービス支援モデル事業」、「事例 1 3 外国人のための医療機関リスト作成事業」、「事例 1 4 介護支援専門員リーダー活動支援事業」、「事例 1 5 障害者スポーツ教室」、「事例 1 7 ホームレス実態調査」の 6 事業です。

#### ① 事業の特徴

本来の委託事業は行政から事業内容が決められてコンサルタント会社や企業・団体等に委託されており、その成果は県の帰属となります。しかし、人々の価値観やニーズの多様性、NPO 法の施行等に伴い、行政では出来ない緊急性、専門性を必要とするサービス、特に国際・環境・福祉等の分野においては、市民生活に密着し専門性をもって事業を実施している団体等に委託されるケースが増えています。また、パートナーシップルーム利用の委託事業においては、より効果的なサービスの実施に向けてボランティア団体と県との両者の協議により委託事業の内容を決めています。

#### ② 役割分担

委託事業の契約書の形式は定型的なもので、その契約条項の中には県とボランティア団体の役割分担を記載する部分はありません。また、協定書は締結されていないのが現状です。しかし、いずれの事業も実質的には役割分担が行われています。

### ③ 事業の留意点

#### 留意点 協定書を交わした協働型委託事業の位置付け

今回の調査から、委託事業には、元来の県からの依頼型委託事業、団体からの提案や、企画・立案から双方で協議する協働事業に近い委託事業など様々な委託事業が行われているのが明らかとなりました。

今後は、従来からの県からの依頼による委託事業から、役割分担を明記した協働事業型委託事業についても法的な整理を含め推進の検討が必要です。また、再委託形式での協働ではなく、実施する団体が直接受託できるようにしていく必要もあります。

さらに、成果の帰属についても、団体が利用することにより、その成果がより有効に生かされる場合は、県・団体両者に帰属することも協議し、契約書で明らかにしておくことが必要です。

#### 特徴的事例 〈再委託事業での委託事業の実施〉

委託には団体への直接委託と、他組織を通しての再委託の2通りがあります。

〔事例6〕は、新エネルギービジョンに関する「行政とNPOの協働による導入可能性調査」を団体から提案し、ビジョン委託のコンサルティング会社からの再委託事業として実施しています。調査内容についても市民ワーキンググループで検討し、委員会に提案して実施しています。その結果を基に委員会に政策提案を行い、その幾つかは平成15年度の県の事業に正式位置付けがされています。〔事例13〕は、ソナの会が作成した外国人のための医療機関リストの再発行を団体から提案。県との協議を重ねた結果、県社協ボランティアセンターからの再委託事業として実施しています。ソナの会は、プロジェクトチームを発足させて医療機関リストの企画・立案事業を実施しています。委託先の県ボランティアセンター、県職員とも十分な協議を行って事業を実施しています。また、2団体は共にNPO法人格を取得していませんが、テーマに対する専門性、先駆性を有しているため、再委託として実施しています。

また、〔事業17〕は、ホームレス実態調査を寿支援者交流会から提案し、県の単年度の調査委託事業として神奈川県社会福祉協議会からの再委託事業として実施しています。

#### 特徴的事例 〈法人格を取得しての事業の実施〉

〔事例12〕は、外国籍県民かながわ会議からの提言を受けて、県は医療通訳制度検討委員会を設置し、医療機関関係者、ボランティア団体と検討を進め、外国人が受診時に必要な専門的知識、及び技能を持った医療通訳の登録、派遣のコーディネートを行う事業をモデル事業として実施。検討委員会参加の団体、医療機関等多様な機関の参加によりNPO法人多言語社会リソースかながわが設立され、県はこのモデ

ル事業を基にして、NPO法人等と協働で医療通訳の派遣等に取り組みます。〔事例 14〕は、介護保険制度における介護支援専門員の資質を高めるためのモデル事業の実施や、アドバイス機能の充実を目的として、NPO 法人神奈川県介護支援専門員協会を立ち上げて直接委託事業として実施しています。

**特徴的事例 〈活動のなかから施策への政策提案もしています。〉**

〔事例 15〕は、全国身体障害者スポーツ大会が開催されたことをきっかけとして、神奈川県障害者スポーツ指導者協議会が発足。障害者がより身近な地域でスポーツが出来る教室事業を目的に県身体障害者連合会からの再委託事業として実施。県は企画・立案、資金提供、団体は指導員として、教室での障害者の介護・教室運営を行っています。今後は企画段階からの団体・障害者との協議を行っていくことも検討されています。

今回は、協働の方法が多かった「団体からの提案型」「両者の協議型」「県からの依頼型」の3通りについて分析をしてみました。しかし、20団体の調査からこれ以外にも協働の方法は様々であることが明らかとなりました。今後、さらに県と団体が協働を進めることにより、社会的課題の解決、市民の多様なニーズへ向けた新しい公共のサービスの実現等、この協働の手引き書がその一助になることがあれば幸いです。

# 第 4 章

---

ボランティア団体等と行政  
の今後の協働の方向性

---

## 第4章 ボランティア団体等と行政の今後の協働の方向性

ヒアリング調査を行った具体例を踏まえ、ボランティア団体等と行政の協働を今後さらに推進するために、次の通り方向性を提案します。

### 1 ボランティア団体等への提案

#### (1) ミッションを持ち自立した活動が重要

行政との協働に取り組む前提として、ボランティア団体等はミッション、専門性、継続性を持ち、資金源を確保するなど、自立が先にあることが重要です。

また、ボランティア団体等は広く浅い活動ではなく、「自分たちは社会のこの部分の課題解決を担う」という問題意識と、明確なミッションを持つことが重要であり、また活動を継続することにより、今まで行政・企業では持つことが出来なかった市民生活に密着した専門性を持つことが必要です。「自分たちは何を目的として活動しているか」を常に確認し、事業報告、決算報告などにより、行政や会員、サービス受益者への説明責任を果たすことも重要です。

#### (2) 企画・立案・政策提案等提案能力を高める

ボランティア団体は自らの活動の継続、そしてその持っている専門性の中から、県と協働で実施する事により、より受益者、テーマにとって有効である事業についての具体的提案能力、企画・立案能力を持つことが必要です。

ただし、その場合、県の施策の何処に該当するのかについての認識を持つことが必要です。さらに、協働で実施した事業の中から県の施策そのものへの政策提案をしていくことも視点にいれていくことが必要です。

#### (3) 同じ目的を持つ団体・関係機関とのネットワークを構築する

新しい公共のサービスや課題の解決を実現するためには、関係機関、関係団体とのネットワークが必要です。他のボランティア団体、関係機関とネットワークを組むことにより、サービスを必要とする受益者に対してよりきめ細かな、そして専門性を持ったサービスを提供したり、課題の解決を図ることができます。

1 団体だけの活動には限界があります。協働事業を提案する、しないに関わらず、日常活動の中でも他の団体や関係機関との連携を進めて行くことが必要です。また先に活動を開始し、そのテーマに沿った専門性を有している団体は、活動を始めたばかりの団体と連携することにより、その活動団体への支援、アドバイス、そして担い手の人材育成等に対しての役割も担う必要があるのではないのでしょうか。

## 2 行政への提案

### (1) 社会の変革、人々の価値観の多様性、課題の多様性に対する認識を持つ

私達の暮らす現代社会は、様々な問題を抱え、また価値観、生き方等も多様性の時代へと移行しております。様々な支援やサービスを必要とする人達、そして分野に対し、より必要なきめ細かな質の高い専門的サービスが必要です。この社会状況の中で、今までのように行政が実施してきた一律で公平なサービスでは市民が必要とするサービスを提供することは困難です。そこで、課題解決に向けて専門性・継続性を持ち、特定なテーマ、地域、人達に対してのサービスを実践するボランティア団体と行政との役割分担、協働が必要になってきます。そして、行政はボランティア団体と協働して新しい公共のサービスの実現へ向かうという認識が必要です。

### (2) ボランティア団体等と行政は対等な関係へそして行政は行政改革へ

地域の中で、個人、自治会、町内会、企業、ボランティア団体等がお互いに補い合って地域社会を担い、市町村、県、国とより身近な行政が補完し合っていく仕組みが補完性の原則です。

今までのように、自治体から市民・ボランティア団体等へという発想から、自治体は住民や地域、ボランティア団体等が、地域レベルで課題解決能力を高めるための支援や人材育成を進め、必要とされるサービスを自治体が独占するのではなく、協働で実施していくという発想が必要です。ボランティア団体等と行政は、対等な関係を持ち、ボランティア団体等からの提案を受け入れる、施策の一部を地域やボランティア団体等に移行していく等の行政改革が必要です。

※補完性の原則（ヨーロッパ地方自治憲章 1985 年制定、1988 年発効、世界自治憲章草案 1998 年作成、日本でも政府が検討開始）

### (3) 新たな行政施策等の展開

神奈川県では、現在基金 21 やパートナーシップルームにより、ボランティア団体等と県の協働の促進を図っていますが、ボランティア団体等から県に提案する機会や、その提案を受けとめるしくみの多様化が望まれます。また、県からボランティア団体等に対しても、積極的に提案し、事業の企画段階から協働する機会やしくみの多様化が求められます。さらに、協働事業を行う際の手法についても、委託や補助といった従来型の関係以外の多様な手法を探ることが必要となっています。

こうした協働の多様化・一般化をすすめていくために、以下のような新たな行政施策等の展開を提案します。

#### ○ 協働への理解促進

県など行政とのパートナーシップの構築に向けたボランティア団体等の理解促進や、ボランティア団体等が抱える課題への対応を図るため、「協働の手引き」の普及を兼ねた相談会を県内各地で実施することを提案します。

#### ○ パートナーシップルームの全県展開

現在、ボランティア団体等と県のパートナーシップを構築するための橋渡しと、協議や共同作業を行うための場を提供することを目的に、かながわ県民活動サポートセンターに「パートナーシップルーム」を開設していますが、場所が横浜であることから、本庁各部署との橋渡しが中心となっています。

そこで、「パートナーシップルーム」を各行政センターに設置するなどこの制度の全県展開を図ることを提案します。

#### ○ ボランティア団体等と行政の人的交流等の推進

すでに行政では、研修あるいは派遣といった形で、他の行政機関や企業との人的交流を図っています。

ボランティア団体等と行政の間でも、お互いの特性を把握・理解し、より協働を促進するための人材を育成するため、人的交流を図ることを提案します。

#### ○ ボランティア団体等からの提案を受ける手法の検討、しくみの構築

かながわボランティア活動推進基金 2 1 の協働事業負担金の選考は、ボランティア団体等からの自主的な提案を基に、事業の公平性、透明性を確保するために設置されている第三者機関である神奈川県ボランティア活動推進基金審査会が行っています。また、提案を行った団体等と県の担当部署との間で協議を行い、両者から提出される協議結果を受けて、審査会において最適な事業を選考しているほか、事業実施に当たっても、両者の基本的なスタンス、役割分担を明らかにした協定書を締結したうえで、県は必要な協力等を行うという仕組みが構築されています。

協働事業負担金以外の方法で、ボランティア団体等と県が協働事業を進める際にも、この基金制度に構築された趣旨を踏まえ、事前に両者の基本的スタンス、役割分担等を明確にしておくことや、事業実施にあたって団体等の意思や意向が尊重されるなど、団体等からの提案を受けるしくみを多様に展開する必要があります。

そこで具体的には、ボランティア団体等と行政の協働をさらに推進するための新たな手法の検討や、委託等従来型の手法の場合であっても、団体の提案を受け入れたり、協定書を締結するなど、対等な立場で協働事業を行うしくみの検討を提案します。



### 3 ボランティア団体等・行政への提案

#### (1) お互いの特性を知り信頼関係を構築する

行政とボランティア団体等が協働事業を進める上では信頼関係を築くことが重要です。そのためにはお互いの特性を理解することが重要です。

行政は公平性、平等性、安定性がありますが、法律、条例、長期計画に制約され、さらに議会を経なければ事業実施ができない、決裁に時間がかかる等、緊急課題に対応できない等の機敏性にかけることがあります。また、行政は多岐に渡る課題を抱えているため、一つの課題だけに集中した長期的取組みは難しく、また2・3年で担当職員が異動する体制では、継続的な取り組みに対して支障が生じないようにする対応が必要です。

ボランティア団体等は新しい課題に先駆的に取り組むことが可能です。また長く継続した活動も可能であり、受益者（未来の子ども達も含む）に対して機敏性を持ち、目的に特化したサービスを提供することが可能です。しかし社会的信頼性、財政的安定性、事務的能力に欠ける所があります。

お互いの特性を理解して協働すること、そして自らの課題を解決する努力も必要です。今回調査の負担金事業の中でも、行政は時間がかかる決裁手続きを簡略化している事例も見られました。また、ボランティア団体等は地権者への依頼を行政と協働で出すことにより、信頼を得て事業の実施が容易になっている事例も見られました。

お互いがお互いの特性を知ると同時に、その存在の意義が大きいことを認識することが大事です。

#### (2) 定例的な協議の場の設置により情報の共有を図る

負担金事業では、(イ)情報の共有化、(ロ)今やらなければならないことは何なのかをお互いに理解する、(ハ)県と団体との意思決定のスピードが違うので理解を深める等、意思の疎通を維持して行くことに配慮しており、そのための定例的な協議の場としての調整会議等意見交換の場を設けています。協働事業を進める上では、まず定期的な協議の場や調整会議の場を持つことにより、お互いの意思の疎通、そして役割分担、補完の仕方が見えて来ます。ボランティア団体も団体の考え、計画を明らかにし、また県も施策の検討段階から情報交換をすることが大事です。

まず、パートナーシップルームなどを利用して県との協議の場を設けるような工夫をしてみましょう。

### (3) 企画立案 Plan、事業実施 Do、評価 Check、行動 Action を共にする

従来行政が進めてきた市民参加の振興策は、意見の聴取、審議会等会議への参加、ボランティア団体等の事業への資金・場所の提供、委託事業等でした。しかし、協働事業の場合は、行政とボランティア団体等が対等な立場で PDCA（企画立案、事業実施、評価、見直し改善、行動）を協働で実施するのが基本です。

今回の協働の手引きを作成するための調査の中で、基金 21 協働事業負担金では行政とボランティア団体等が役割分担を明確にした協定書を交わし PDCA を実施しており、また委託事業、パートナーシップルーム使用の協働事業も PDCA サイクルを実施している事例が多くあります。神奈川県とボランティア団体等との関係が、市民参加、参画から協働事業の実施へと進みつつあるのが伺えます。

### (4) 協働事業からの政策提言・施策への反映

今回の調査では、ボランティア団体等がネットワークすることにより、県下の自治体、地域のボランティア団体等、企業等と連携し、協働事業から県施策への提案、さらにその施策実施を協働で担う等へと発展している事例もありました。ボランティア団体等の先駆的事业の取組の先行き、そこから見えてきた政策提言を施策の中に取り入れていくことが出来るかは、今後の課題です。

### (5) 継続的な取り組みを目指す

協働事業の中には、基金 21 の協働事業負担金のように時限が設定されているものもあります。しかし、その期間内にすべての課題が解決し、目的が達成されるとは限りません。

そこで、協働事業を進めていく一方で、団体側での収入源の拡大や組織基盤の整備、あるいは行政側での施策化の検討など、継続的な取り組みが可能となるような努力をしていくことが必要です。また、行政側も施策への正式位置づけ等も必要です。

### (6) マッチングシステムの構築

ボランティア団体等と行政の協働を推進していく上で、それぞれ持つニーズや希望を結び付け、協議を経て具体の事業にまで進めていく、一連の協働のプロセス全体をコーディネートしていく機能と権限を持つ組織の設置等について、団体側、県側双方に提案します。

# 資 料

資料1 ボランティア団体等と県の協働（協調・連携）の事例

資料2 ボランティア団体等との協働を推進するための県の制度・  
施策

資料3 「協働の手引き」作成の過程

## 資料1 ボランティア団体等と県の協働（協調・連携）の事例

- ボランティア団体等と県の協働（協調・連携）の具体例を通して、実態、意向、さらには協働する上での留意点等を検討するため、
  - ・ かながわボランティア活動推進基金 21・平成14年度協働事業負担金の対象事業
  - ・ かながわ県民活動サポートセンターで設置しているパートナーシップルームを利用している平成14年度に取り組まれている事業
  - ・ 平成14年度に県庁内の全部局を対象に実施した「ボランティア団体等との協調・連携に関する調査」で回答のあった事業から、特徴的な事例を抽出してヒアリング調査を実施しました。
  
- 対象事例の抽出作業は、「プロジェクトチーム」で行い、
  - ・ 協働事業負担金対象事業から5事業
  - ・ パートナーシップルーム利用事業から5事業
  - ・ ボランティア団体等との協調・連携に関する調査から10事業の計20事業を抽出しました。
  
- ヒアリング調査は、平成14年11月から平成15年1月の間、該当の20事業について、ボランティア団体と県の担当部署の双方（計40カ所）に対して実施しました。

なお、調査にあたっては、プロジェクトチームのメンバーが調査者となり、原則として、メンバーであるNPOと県の担当者が同行し、協働して実施しました。
  
- 各事例ごとに、ボランティア団体と県の担当部署から聴取させていただいた「ヒアリングの概要」と、ヒアリングを通しての「調査者の所見」で構成されています。

事業名		女性のための緊急一時保護施設（シェルター）と外国籍市民に対する相談事業	対象機関名	女性の家サーラー
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	暴力の被害女性のためのシェルター運営と相談活動を通じ、必要に応じてシェルターを提供し福祉的・法的・精神的な援助をする。		
	②協働事業に至るきっかけ	2001年にDV防止法が施行されたちょうどそのときに基金21協働事業があった。県としては、外国籍の女性も無視できないとお互いに一致した。また、シェルターやDVが注目されている時期であった。		
	③協働事業の役割分担	<p>団体：県立婦人相談所、かながわ女性センター等の機関では対応が難しい外国籍市民について、自ら一時保護及び相談活動・情報提供を行なう。また、他機関・団体の外国人支援について、情報・助言とサポートを行なう。また、人材育成を行なう。</p> <p>県：サーラーが行う事業に関して情報提供等必用な支援を行う。</p>		
	④協働に当たって特に配慮している点	サーラーが独自にこの事業を行うので、県レベルの外国籍市民支援サポートのレベルアップを目指すことができないので、県立婦人相談所や女性センター、他団体にも臨機応変に外国籍市民に関わってもらうようにはたらきかけること。		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	1年ではできないので、継続が必要である。継続的資金援助があれば、計画を発展することができる。		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	外国籍女性のDVや人身売買等の理由で行き場を失ったりした外国籍女性への相談対応、情報提供、シェルターを提供し、自立のための支援をするために県からの情報収集・情報交換、事業に対する労力の提供、協力を行う。		
	②協働事業の効果メリット	協働事業によって福祉事務所、神奈川県内などに知られるようになり良いよい関係ができてきた。サーラーを知ってもらい被害者の人たちに迅速な対応ができるようになった。		
	③協働を進めて行く上での課題	相談等の対応が忙しいために、人権男女共同参画課と話し合う時間が少なかったため、話し合いの必要が生じて、その不足部分を両者のケースカンファレンス等でうめた。		

事業名		女性のための緊急一時保護施設（シェルター）と外国籍市民に対する相談事業	対象機関名	県民部人権男女共同参画課
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	暴力の被害女性のためのシェルター運営と相談活動を通じ、必要に応じてシェルターを提供し福祉的・法的・精神的な援助をする。		
	②協働事業に至るきっかけ	直接のきっかけは、NPOの女性の家事サーラーがボランティア活動推進基金21の協働事業を提案し、協議の結果協働が可能であるとの結論を得た上で協働事業負担金対象事業に選考されたことである。協働が成立する背景には、平成13年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の成立により、県は配偶者暴力相談支援センターを設置し、また婦人相談所が法律に基づく一時保護を行うこととなったことがある。サーラーは、外国籍女性のための緊急避難施設として10年の実績があるNPOであり、県では対応が難しい外国籍女性を受け入れることが出来る。		
	③協働事業の役割分担	県：配偶者暴力相談支援センターの運営、県内施設・相談機関の連携の推進、情報提供、研修・研究 団体：他施設・機関では対応の難しい外国籍女性に対する相談・一時保護、他施設・機関に対する外国籍市民の支援に関わる情報提供・助言等、県への情報提供・助言		
	④協働に当たって特に配慮している点	NPOの主体的な判断や活動の尊重 事業内容を両者がよく調整し意見が一致したものとする事。 協働期間終了後を視野に入れ、成果を生かす方策を想定しながら取り組むこと。		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	定期的な連絡会議の開催 計画的な事業推進 課題のための広い視野に立った方策の検討と柔軟な対応		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	配偶者暴力防止法の成立により、DV被害者女性に対する県の役割が規定されたが、法律遵守の立場から県の施設・機関では対応が困難な外国籍女性に対してNPOは援助を実施することが出来る。行政の限界をNPOが担うという形態となっている。行政が行いがたい面をNPOが担い、しかし行政は資金面を負担しているという構図。		
	②協働事業の効果メリット	よりNPOの意見を聞き、NPOの課題提起を県の取り組みに生かせる体制となった。		
	③協働を進めていく上での課題	外国籍市民への対応は、言語の問題などで時間を多くとられがちでNPOは常に多忙で意見交換が十分出来ていないと感じているようなので、その充実。		

NO2 (団体側)

協働事業の実態に関するヒアリング調査表

事業名		引きこもり青少年支援の 協働ネットワーク事業	対象機関名	NPO 法人楠 の木学園
項目		内容		
ヒア リン グの 概 要	①事業概要	引きこもり青少年及びその家族への支援及び彼らの社会適応を支援する取り組みを、民間の関係団体等と行政における様々な関係機関と一体になって総合的に推進している。		
	②協働事業に至るきっかけ	不登校児支援の活動を通して引きこもり青少年を抱える親たちとの交流が生まれ、神奈川県青少年総合研修センターの学習講座に参加するなかで引きこもり青少年の問題を提起し、県民部青少年課の理解を得て、楠の木学園と県青少年課・青少年総合研修センターとの協働による「引きこもり青少年支援の協働ネットワーク事業」が発足した。		
	③協働事業の役割分担	団体：引きこもり青少年支援モデル事業の実施主体「リロード」の活動を展開 県： フリースクール居場所親の会などの実態や、ニーズの把握をはじめ、行政の立場からの支援に取り組む		
	④協働に当たって特に配慮している点	協働事業に取り組む当事者が、遠慮なく問題を提起し、話し合える関係の構築。		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	青少年引きこもり支援事業は、県民部青少年課・青少年総合研修センターばかりでなく教育委員会・福祉・衛生・商工労働部等の部局との協働を必要としている。		
調 査 者 の 所 見	①協働の形態の特徴	協働事業の発足・推進に、県の青少年総合研修センターが大きい役割を果たしている。		
	②協働事業の効果メリット	不登校・引きこもり青少年の実状が把握され、それへの対応が前進した。		
	③協働を進めて行く上での課題	引きこもり青少年支援事業に取り組み、その活動に参加する人材の育成。		

事業名		引きこもり青少年支援の協働ネットワーク事業	対象機関名	県民部 青少年課
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	引きこもり青少年及びその家族への支援及び彼らの社会適応を支援する取り組みを、民間の関係団体等と行政における様々な関係機関と一体になって総合的に推進することを目的に、調査・研究会やモデル支援事業、啓発普及事業などを実施している。		
	②協働事業に至るきっかけ	行政の明確な問題意識及び実践によりNPOとの関係が形成されていたこと。(5年前から、青総研では、不登校・引きこもりという切り口で研究すると青少年のことが分かるのではないかとという問題意識を抱き、NPOと関わっていくようになり、研修や学習会の講師にNPOのメンバーを呼ぶようになった。青総研内に研修の名目で、実験的フリースペースを作り、支援者養成に役立ててきた。)行政の柔軟な対応により、NPOが関わりやすかった。(「青総研は、役所の堅いイメージがなく入りやすい。」と言われた。)支援団体の実績(県内の支援団体は平成10年の調査で約60、平成14年の調査で90。)		
	③協働事業の役割分担	県：主に側面支援を行う。情報提供、場の提供、関連研修事業の実施、連絡調整、調査・研究会実施の支援。 団体：事業の実施主体		
	④協働に当たって特に配慮している点	双方が忌憚なく意見表明できる場を意識的につくっていく(事務局ミーティングへの参加など)。また、「協働」を常に意識し、県主導とならないようにする。		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	NPOの若いスタッフの斬新な意見を取り入れながら、今後もフェイストゥフェイスの関係を続けていく。		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	直接的には、1NPO法人との協働であるが、実施事業は、引きこもり青少年支援団体のネットワーク化を目指しており、結果として、県と支援団体全体との協働を目指すという構造になっている。		
	②協働事業の効果メリット	NPOは元当事者を含めた若いスタッフにより、新しいアイデアを出すとともに、迅速に実行に移す。行政は、側面支援により、その実現性を担保する。		
	③協働を進めていく上での課題	引きこもり問題は、教育だけではなく、就労、精神保健、福祉など多岐にわたっており、全庁的な連携体制の構築・強化が必要である。 市町村との連携強化も必要である。		



NO3 (団体側)

協働事業の実態に関するヒアリング調査表

事業名		市民による里山の保全と活用のシステムづくり	対象機関名	NPO 法人よこはま里山研究所
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	里山の保全に県民が参加できる仕組みづくりとして実行委員会の設置、里山保全事業、パイロット事業の実施、里山候補地の情報収集等		
	②協働事業に至るきっかけ	基金21負担金事業へ「提案書」を提出したことが、きっかけ。(それまで特に事前の接触・相談等はしなかった。)		
	③協働事業の役割分担	県：庁内調整、市町村とのやりとり 地権者とのやり取り 団体：他の団体とのやりとり		
	④協働に当たって特に配慮している点	戦略は話し合っで一緒に作る。 外部(地権者など)へ依頼文を出すときは、連名で出す。 県側が意志決定に時間がかかるので、当初は苛立ちを感じたが、県側が改善を図ったことでスピードUPが図られ、信頼関係が深まった。		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	県は柔軟に対応してくれている。 「団体が動きやすいように動け」と指示していた言葉に感銘を受けた。		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	基金21負担金事業として、名実ともに「協働事業」といえる。団は「自分たちの意見・提案は、ほぼ完全に反映されている」と感じている。		
	②協働事業の効果メリット	県内の活動フィールドが広がった。 森の手入れについて関心の無かった地権者や市民に「何か一緒にやりましょう」と話をしたとき、「ああ、そういうことができるのか」と気付きから「ニーズ」が掘り起こされて、「自分たちでもやってみようか」といった反応が出てきた。 NPOによる森の手入れの活動について、NPOだけで、地権者や市民に話を持ちかけたとき、従来は「いったい、どこの馬の骨だ?」といった反応で、地権者の90%は「ノー」の反応だったが、県の看板があることで、相手からの信頼感が得やすくなった。 違った者がお互いに利用し合える点にメリットがある、得意なところが違うから、やりやすい。(という点を強く感じている。)		
	③協働を進めて行く上での課題	県の職員は、一般に、直接に市民と接していない。現場に弱い。 3年で異動してしまうので、引き継ぎがあったとしても継続性に不安を感じる。(市町村は最長9年なので、やりやすい) 県の意志決定の迅速化。		

事業名		市民による里山の保全と活用のシステムづくり	対象機関名	環境農政部緑政課
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	里山の保全に県民が参加できる仕組みづくりとして実行委員会の設置、里山保全事業、パイロット事業の実施、里山候補地の情報収集等		
	②協働事業に至るきっかけ	里山の保全に対し、県民が参加できる仕組みづくりについて、県と里山研究所が課題として共有していたこと。平成13年から基金21の協働事業負担金で、里山研究所からの提案に県が協定書を結び、協働事業を実施することとなった。		
	③協働事業の役割分担	<p>県：実行委員会事務局の運営、パイロット事業や適地フィールド調査実施の際の各行政機関及び里山の地権者との調整</p> <p>団体：実行委員会の運営、事業フィールド調査、パイロット事業の実施及びボランティアネットワークとの調整</p>		
	④協働に当たって特に配慮している点	団体との情報の共有化に心がける。		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	<p>協働双方の意志の疎通を維持していくこと。</p> <p>今、何をやらなければ行けないかを、お互いに理解すること。</p> <p>役割分担は、守らなければならないが、それにとらわれず事業をすすめていきたい。</p>		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	協働事業負担金の対象事業で、里山保全という課題に対し、協定書を結び、明確に役割分担を決めて、相互に補完しながら事業効果を上げている。事業協力として、対等な立場で行われている。		
	②協働事業の効果メリット	県が里山候補地の各行政機関や地権者との交渉、団体が作業の担い手等との調整というように、役割分担を決め、お互いに不足している分野を補いながら進める事により、単独で行うより効果を上げることができている。		
	③協働を進めていく上での課題	県の意見決定の迅速化という課題があるが、NPOとの情報交換の円滑化とともに、あらかじめ判断の範囲を決めることで、柔軟に、早期に対応するよう改善されてきた。また、特定のフィールドで里山に関わるNPOのインキュベーションの進め方が、フィールドを取り巻く環境の違いを反映して千差万別であり、進捗状況に差が生じるのはもちろんシステム化が困難で時間がかかっているという課題がある。		

事業名	小網代の森保全推進事業	対象機関名	小網代野外活動調整会議
項目	内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	小網代の森の動植物の環境保全として各種パトロールの実施 アカテガニの観察の誘導やパトロールマニュアルの作成	
	②協働事業に至るきっかけ	<p>●網代の森の保全方針が平成7年に決まり、かながわ新総合計画 21 施策の一つとなったが、72haの保全方針のうち0.45haが買収されただけで公有地化が思うに任せない状態が続いていた。この過渡的な状況のもとで私たち市民団体は行政と連携しつつ、カニパトロールを筆頭とする各種パトロール等を通して訪問者や地元への適切な対応を工夫し、自然の状況、利用の状況、危険個所の把握等、可能な保全努力を進めてきた。今回の協働事業はそのような実績の上で、過渡期からさらに保全後の整備活用におけるパートナーシップも視野に入れて成立したものと市民側は評価している。</p> <p>●呼びかけも、計画立案も団体側からの働きかけ。</p>	
	③協働事業の役割分担	<p>団体：カニパトロールを含む4事業を実施（各種パトロール実施、報告書作成、トラスト活動への啓発、みどり基金への募金、アカテガニビオトープ整備実施）。</p> <p>県：行政側でできること（地図・資料提供、三浦市等行政との調整、隣接地者への協力依頼、保全対策協議会）を実施。個別の役割分担は別紙にあり。</p>	
	④協働に当たって特に配慮している点	<p>人的配置、必要品購入。 地元に迷惑をかけないように配慮している。 通常（協働事業実施前）から配慮していることとは同じであり、特には意識していない。</p>	
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	<p>協働事業を推進をバネに、行政・市民活動連携をさらに洗練・強化し、保全努力の飛躍的な展開を促してゆきたいとしているので、行政との信頼関係を保っていくことを重視している。</p>	
調査者の所見	①協働の形態の特徴	<p>ネットワーク型。カニパト等の事業活動そのものは変わらないが、規模と質の変化に応じて、参加団体が変化してきている。 平成3年以来、小網代の森を守る会がアカテガニ放仔観察者の安全確保のためのカニパトロールを行ってきていて、観察者が1000人を越えるに至り、平成8年、広く県内自然保護団体に呼びかけカニパトネットワーク96を組織したことが、この団体の母体となった。その後、森利用に関する基本合意事項を作成したり、かながわトラストみどり財団への支援などを工夫する小網代野外活動調整会議を平成10年5月に発足させた。</p>	
	②協働事業の効果メリット	<p>県有地である仮称大蔵緑地にアカテガニビオトープ整備の協働を実施することは、市民側にとって、大変喜ばしいことである。また、例年行ってきたカニパト、花パト、道パトが県との協働事業になったことで、実施団体に自信と誇りを与えている。県にとっては、「かながわ総合計画 21」に示された小網代の森保全推進にかかわる市民ボランティアが完全保全を願って既に動いていると言う現状を創出しえているという効果がある。</p>	
	③協働を進めて行く上での課題	<p>役割分担がまだ不確定である。事故が実際に起こったときの責任分担等。 道一本を手がかりにそこに人が訪れて、道の整備も、自然の観察もしている状況があり、権利関係の現状の整理の難しさがある。環境の保全では県、道路は三浦市、周辺の土地は民有地であり、道路の正確な場所の特定も、財政上の理由からなされていない。</p>	

事業名	小網代の森保全推進事業	対象機関名	環境農政部緑政課
項目	内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	小網代の森の動植物の環境保全として各種パトロールの実施アカテガニの観察の誘導やパトロールマニュアルの作成	
	②協働事業に至るきっかけ	<p>県は、法令に則り、事務を遂行する機関であるので、活動範囲は限られていた。一方、団体は、柔軟な活動が可能であり、静物学等の専門的な知識を有したスタッフを有し、小網代の森の保全活動について実績を残していた。</p> <p>基金21の協働事業負担金については、団体側から話をだした。</p> <p>従来は、活動の補助はほとんどなかった。かながわトラストみどり財団から、5万円の支援を得ていた。</p>	
	③協働事業の役割分担	<p>県：地主や三浦市との調整を行っている。</p> <p>活動できる場（活動する土地）の提供</p> <p>団体：各種パトロール及び、自然環境の保全手法を実験するパイロット事業を実施する。</p>	
	④協働に当たって特に配慮している点	団体との情報の共有化に心がける。	
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	お互いに活動についてペースが違うこともあり、十分理解していないと言うことを前提に、話し合うことが大事である。疑問が出たらすぐ質問するなどコミュニケーションを図っていく必要がある。	
調査者の所見	①協働の形態の特徴	協働事業負担金の対象事業で、小網代の森保全という課題に対し、協定書を結び、明確に役割分担を決めて、相互に補完しながら事業効果を上げている。事業協力として、対等な立場で行われている。	
	②協働事業の効果メリット	<p>県にとっては、団体が、自然環境の保全手法を実験するパイロット事業を行うことにより、将来土地権限を取得した際の自然環境の保全ノウハウを獲得できたこと。</p> <p>団体にとっては、県がパイロット事業の場の提供や関係行政機関との調整を行う。</p> <p>お互いにできること、できないことを補いながら効果を上げている。</p>	
	③協働を進めていく上での課題	県、団体ともに連絡がつかない時が多く、調整がつかないケースについては、複数の連絡先へ電子メールを使って連絡するなど改善を図っている。また、同緑地全体の保全のスキームやデザインの中で本事業が果たす役割や将来展望の明確化が必要。	

NO5 (団体側)

協働事業の実態に関するヒアリング調査表

事業名		犯罪や災害の被害者等に 対する支援事業	対象機関名	NPO 法人神奈 川被害者支援セ ンター
項目		内容		
ヒア リン グ の 概 要	①事業概要	犯罪や災害の被害者やその家族、遺族の精神的立ち直りを支援するためのカウンセリング等の支援活動を実施するほか支援活動を行うボランティアの養成、被害者等の置かれている立場を理解し、支援に対する意識をもった社会づくりを目指した広報啓発活動を行う。		
	②協働事業に至る きっかけ	犯罪等の被害者が増えていく中で、神奈川県被害者支援連絡協議会の総会において、被害者の精神的なケアを行う団体として設立が呼びかけられ平成12年準備会発足した。その後電話相談員の公募、養成研修、正会員、賛助会員の募集を行い、13年5月正式設立した。協働事業は、県からの呼びかけに基づき双方で計画立案した。		
	③協働事業の役割 分担	団体：提案事業を自主的、主体的に実施する。 行政側：団体の事業実施に必要な情報等の提供、職員の派遣等を行う。		
	④協働に当たって 特に配慮している 点	警察等に直接問い合わせることをためらう被害者に代わって、当センターの責任者が警察等から支障のない範囲で必要な情報を得て被害者に提供など、被害者寄りの立場で活動できる体制づくりを進めている。		
	⑤よりよい協働を 進めていく上での 今後の考え方	自主性のある活動をするためには、恒常的な収入の確保と、関係機関・団体をはじめ、被害者支援の関係者との県下全域に及ぶネットワークを構築し、総合的な被害者支援が提供できる団体となること。		
調 査 者 の 所 見	①協働の形態の特 徴	協働事業負担金を通しての事業協力をしている。 団体は、設立されて、日が浅いことから、行政側の支援、育成を受けつつ協働している形態である。		
	②協働事業の効果 メリット	被害者と直接接するのは警察であり、その活動は全県かに及んでいるために警察と連携することにより、迅速な対応が出来ることが予測される。しかしそこまではまだ至っていない。現在は警察から被害者にセンターを紹介してもらい少しずつ認知度が増してきている。		
	③協働を進めて行 く上での課題	自分たちが必要に迫られて組織したという意識が薄く、警察のバックアップが常にあると錯覚しているところがある。 犯罪被害者等早期援助団体の指定を目標として、組織基盤の充実を図るなど、自主性を持つことが必要である。		

事業名		犯罪や災害の被害者に対する支援事業	対象機関名	警察本部警務部 被害者対策室
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	犯罪や災害の被害者やその家族、遺族（以下「被害者等」という。）の精神的立ち直りを支援するためのカウンセリング等の支援活動を実施するとともに社会全体の被害者支援の高揚を図る。		
	②協働事業に至るきっかけ	神奈川被害者支援センターは（以下、「センター」という。）神奈川県警が関わる神奈川県被害者支援連絡協議会において設立が呼びかけられた経緯があり、警察とセンターとは、被害者等に対する支援という課題を最初から共有しており、警察から「かながわボランティア活動推進基金21」を紹介し、協議の上、センターが協働事業として提案した。		
	③協働事業の役割分担	<p>県：センターの実施事業に対する助言、被害者等に対するセンターの事業内容の紹介及びセンターへの連絡方法の教示、関係機関・団体等に関する情報の提供、被害者の実態等の調査・研究に必要な情報の提供、ボランティア相談員の研修・育成事業への職員の派遣等を行い協力する。</p> <p>団体：被害者等の精神的立ち直りを支援するためのカウンセリング等の支援活動を実施するほか、支援活動を行うボランティアの養成、被害者等の置かれた立場を理解し支援に対する意識を持った社会づくりを目指した広報啓発活動を行う。</p>		
	④協働に当たって特に配慮している点	県民に対し、センターが警察の組織であるような印象を与えないよう、センターの自主性、主体性を尊重し、協力している。		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	警察とセンターとの関係だけではなく、被害者等を支援する社会づくりを目指し、目的を共有することができる機関・団体の幅広い参加を働きかけ、支援機能の整備充実が図られるよう、県下全域に及ぶネットワークを構築していくことが必要である。		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	創生期にある団体を行政としても支援・育成しながら、協働していくという形態となっている。		
	②協働事業の効果メリット	民間のセンターを支援・育成していくことが、被害者等を支援する社会づくりという施策の実現に寄与するとともに、警察職員の中にボランティア団体等への理解・連携の必要性が浸透する。 また、センターの活動が活発となれば、警察は自らの支援活動に集中することができる。		
	③協働を進めていく上での課題	センターが、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第23条に規定される犯罪被害者等早期援助団体として指定が受けられるよう組織体制面、資金面及び事業面の充実を図る必要がある、これを支援していくこと。		

事業名		新エネルギービジョン策 定事業	対象機関名	市民ワーキング グループ
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	<p>太陽光発電などの新エネルギーの積極的な活用促進に取り組むためのビジョン策定に際し、県知事委嘱の市民ワーキンググループから調査事業の一部について市民に委託して市民団体との協働の仕組みづくり等の調査を行う事を提案。新エネルギービジョン委託のコンサルタント会社からの再委託事業として「NPO と行政の協働による新エネルギー導入可能性調査」を実施した。</p> <p>調査内容に付いては、かながわ県民サポートセンターのパートナーシップルームを利用して、市民ワーキンググループの提案を元に県との協議で決定。調査目的の中に新エネルギー導入時の担い手として地域の人材の育成、及びネットワークの構築も含んだ5項目の調査を、市民ワーキンググループ参加のそれぞれその分野の専門性を持っている団体が分担して実施。調査結果をもとに新エネルギービジョンに政策提案を行い、幾つかの事業は平成15年度の事業に位置付けられた。また県・市町村、NPO、市町村で活動する団体とのネットワークも構築された。</p>		
	②協働事業に至るきっかけ	<p>県内で市民協働発電所の設置事業、エコタウンかながわの企画等を通して、県との連携を進めるソフトエネルギープロジェクトが、県クリーンエネルギー活用検討委員会委員として参加し、NPO と行政の協働による新エネルギービジョンの策定を目的として、県内の新エネルギーの普及啓発事業に取り組む団体参加による専門部会の設置を提案。委員会及び県の協働への理解により、知事委嘱による市民ワーキンググループの設置が実現。</p>		
	③協働事業の役割分担	<p>団体：5項目の全国の先進事例、及び県内の関係機関、団体等の聞き取り調査を実施。</p> <p>県：市町村への統一したアンケートの実施、市町村、関係機関等への依頼、及調整会議の調整を実施。</p>		
	④協働に当たって特に配慮している点	<p>県、及び委託先のコンサルタント会社との定期的な会議とそのほかにも度重なる意見交換を実施した。</p> <p>また座長が5つの調査項目の担当者と県との調整のコーディネートを実施、意思の疎通に努力を行った。</p> <p>県は、市民ワーキンググループの調査がスムーズに実施できる様に、庁内調整、市町村との調整を迅速に実施してくれたことが、協働事業成功の大きな力となった。</p>		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	<p>これまでの継続した事業の実施により、お互いの信頼関係が構築されていたため、初めての形体であったが、県は庁内の調整、コンサルタント会社との調整に努力をしてきて実現が可能となった。団体は提案したことを今後も責任を持って実施していくことが重要とかがえる。</p>		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	<p>団体側は単独ではなく、ネットワークを組んだ。</p> <p>企画・立案は団体側から提起し、県とのきょうぎできめ、調査そのものは団体側が担った。</p>		
	②協働事業の効果メリット	<p>県のビジョン、平成15年度の施策に反映されたこと。この調査から平成15年度は、県・市町村、NPO、関係機関等の様々な分野の協働による2つのプロジェクトの立ち上げが実現する予定であり、市町村、市町村の中で活動するNPO等のネットワークが構築された。</p>		
	③協働を進めて行く上での課題	<p>団体への直接委託の検討</p>		

事業名		新エネルギービジョン 策定事業	対象機関名	企画部科学技術 振興課
項目		内容		
ヒア リン グの 概 要	①事業概要	太陽光発電などの新エネルギーの積極的な活用促進に取り組むためのビジョン策定に際し、調査事業の一部について市民に委託して市民団体との協働の仕組みづくり等の調査を行った。		
	②協働事業に至る きっかけ	NEDOの補助制度の存在 イベント開催（エコタウンかながわ）を通じた行政と団体の信頼関係の形成 市民団体共同発電所の設置など、市民団体における実績の積み重ね。 クリーンエネルギー活用検討委員会への市民団体の参加 県知事の委嘱による機関である市民ワーキンググループ（クリーンエネルギー活用検討委員会の専門部会）との協働という方式による県及び団体の柔軟な対応 指針策定後、それを実践に移そうという双方の意志、そのためには、市民団体が自ら調査し、提言する必要があるという双方の認識		
	③協働事業の役割 分担	県：調査の委託、調査結果や市民団体の提言を踏まえた指針の作成。 団体：調査の受託、調査に基づく行政への提言。		
	④協働に当たって 特に配慮している 点	電話や文書による市民団体の調査活動へのフォロー		
	⑤よりよい協働を 進めていく上での 今後の考え方	現在の対等なパートナーシップを維持していく。		
調 査 者 の 所 見	①協働の形態の特 徴	県知事の委嘱による機関である部会（市民ワーキンググループ）との協働 市民ワーキンググループには、学識経験者や行政からの委員はなく、市民団体の代表だけから構成され、県内の主な関係市民団体が参加している。		
	②協働事業の効果 メリット	地域において新エネルギーの普及に取り組んでいる市民団体がその現状や普及方法について調査することにより、市民団体のネットワークづくりや人材育成が促進され、調査の過程や調査の結果が実践へと展開しやすい。 調査の成果物が出ればおしまいのコンサルとは異なり、調査結果の実現について、調査した団体自体が地域に一定の責任を担っている。		



事業名		外国籍県民居住支援システム事業	対象機関名	かながわ外国人すまいサポートセンター
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	不動産業界、外国籍県民、NGO、行政が連携協力して、外国人居住支援ネットワーク運営協議会を設置し、外国人居住支援システムを稼働。かながわ外国人すまいサポートセンターですまいに関する相談を受付ける。		
	②協働事業に至るきっかけ	平成11年に提出された「外国籍県民かながわ会議」の第一期中間報告の中で外国籍県民の住居問題が提起された。同会議の専門部会として半年、県の国際政策推進会議の専門部会として1年間の「外国人住宅問題研究会」を設置。その結果を受け、平成13年4月に外国人居住支援事業を開始、その事業を推進するための協力機関として「外国人居住支援ネットワーク運営協議会」を設立、3月(相談受付は4月から)にすまいサポートセンターを発足させた。		
	③協働事業の役割分担	団体：多言語での外国人県内居住に関する相談業務 通訳の派遣、保証会社の紹介、他広報啓発や人材育成など 県：外国人居住支援ネットワーク運営協議会事務局(会議は年1回)(国際課)、 ・協議会構成団体(NGO、外国籍県民、行政、不動産関係団体、県内関係団体、県内民族団体) すまいサポートセンターの電話及び通信費の費用分担(国際課) 外国人に住居物件を紹介してくれる不動産店の登録業務とそのリスト公開(国際課)		
	④協働に当たって特に配慮している点	県との協働をスムーズに行えるよう、定期的な打ち合わせ等、コミュニケーションを図っている。		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	県の人事異動の際に事業の引継を入念に行って、よりよい事業の継続に支障のないようにしていくこと。 お互いに事業の実績だけを追うのではなく、真のパートナーシップを良く考える必要がある。		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	不動産業者と連携して、県内在住希望外国人への相談窓口業務を行っているサポートセンター設立は、外国籍県民のはその中身はNGO、外国籍県民、行政、不動産関係団体、県内関係団体、県内民族団体の大同連携でサポートセンター支援のネットワークを作り上げたことが特筆される。 県内においてはこの協働事業に対して国際課と住宅関連部局との連携がある。		
	②協働事業の効果メリット	不動産業界の資金・運営面などへの協力が得られること。 他府県の行政や業者などの関心が高まり、波及効果があった。 スタッフ研修への行政や業者などから専門的職員派遣などによる協力保証人制度に関する研究会の設置 サポートセンターが、民間運営であるため、多言語の相談受付が可能となり時間的対応の柔軟性や登録通訳による後日の訪問相談も実施されている。		
	③協働を進めて行く上での課題	保証人制度を研究することのみでは課題解決には至らず、基本的には、県として差別撤廃に向けた条例の設置及び保証人制度を担保できる仕組みづくりまでを協働で解決できるよう取り組むこと。		

事業名		外国籍県民住居支援システム 事業費	対象機関名	県民部 国際課
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	不動産業界、外国籍県民、NGO、行政が連携協力して、外国人居住支援ネットワーク運営協議会を設置し、外国人居住支援システムを稼働。かながわ外国人すまいサポートセンターですまいに関する相談を受付ける。		
	②協働事業に至るきっかけ	平成11年に「外国籍県民かながわ会議」の中間報告の中で、外国籍県民の入居問題が提言された。 平成12年度に不動産業界、外国籍県民、NGO、行政が検討を行い、平成13年4月に外国人居住支援システム及びすまいサポートセンターを設置。同時に外国人居住支援ネットワーク運営協議会を設置した。		
	③協働事業の役割分担	県：外国人居住支援ネットワーク運営協議会の事務局を担う。(国際課) すまいサポートセンターの電話代及び備品の負担(国際課) 外国人に積極的に物件を紹介する不動産店の登録を行なう。(国際課) 団体：多言語による外国人居住に関する相談業務、通訳の派遣等		
	④協働に当たって特に配慮している点	外国籍県民のニーズを直接把握することができるすまいサポートセンターの意見を吸い上げること。 団体の運営については、できるだけ関与しないようにしている。		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	お互いに不足している部分(行政は、言語能力、専門的知識、即応性、団体は、社会的認知度、信用性)を補うかたちの協働が好ましい。		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	外国人の居住問題という課題について、県が外国籍県民の声を吸い上げる形で、外国籍県民、NGO、不動産業界、行政などと連携、協力して検討を重ね、ネットワーク型の外国人居住支援システムを設置している。		
	②協働事業の効果メリット	外国人相談窓口が、県単独で実施するよりも、すまいサポートセンターで実施するほうが相談窓口の対応時間について柔軟に対応できるようになった。 相談に対して、多言語の能力を生かした対応ができるようになった。		
	③協働を進めていく上での課題	県と団体との関わり方について、すまいサポートセンターの社会的信頼性を高めるため、NPO化の方向を希望しているが、一方では団体の運営に関与しないようにしているといっているように、団体との関わり方の方針を模索しているようだ。		

事業名		ストップ温暖化普及啓発事業	対象機関名	ストップ温暖化ネットワーク
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	平成5年作成の「アジェンダ21 かながわ」の推進母体地球環境保全推進会議の普及啓発部門の実践を担っている。企画・立案は実践をする市民団体から提案、県と協議をして事業は共催で実施している。1・環境月間での環境に優しい暮らし展の開催 2・12月地球温暖化防止月間でのシンポジウム、分科会の実施、3・かながわ県民活動サポートセンターパートナーシップルームを利用しての定例会の開催、4・県の温暖化防止施策に関する県施策に関する意見交換と政策提案。 平成14年8月に開催されたヨハネスブルグサミットに県環境計画課と共に2名が参加。現在検討中の新アジェンダ21 神奈川の策定委員会に委員として参加。		
	②協働事業に至るきっかけ	平成9年地球温暖化防止京都会議開催に向けて全国8カ所から出発したエコリレー自転車隊が神奈川県内を通過するにあたり、県からの呼びかけにより、行政、市民団体、企業の参加により実行委員会を発足。実行委員会解散後、実行委員会参加の団体から県環境計画課にCO2削減に継続的に取り組むための恒常的な会議の場を設置する事を提案。 県の賛同を得て、継続的に取り組む組織としてサポートセンターを利用している「神奈川県牛乳パックの再利用を進める連絡会」、「かながわエコライフ活動グループ」に呼びかけ他の団体5団体と学校2校の参加により「ストップ温暖化ネットワーク」を発足。かながわ県民活動サポートセンターパートナーシップルームで県環境計画課と毎月定例会議を開催している。		
	③協働事業の役割分担	団体：事業の企画、運営 事業の具体的な実践（自然エネルギー・省エネルギー体験、牛乳パックの工作体験、備長炭を使ったエネルギーを起こす実験等体験型環境啓発活動等）団体が中心に行っている 県：アジェンダ21 かながわの推進母体地球環境保全推進会議との調整、関係機関との調整、会場の確保や資金提供、広報等の情報提供、情報発信を行っている。 事務局機能は県側の事務局は環境計画課、市民側の事務局は市民側と両方で協力してになっている。		
	④協働に当たって特に配慮している点	定例的な会議の場以外にもお互いに相談、役割分担をしながら実施をしている。お互いにいつでも相談できる関係が構築されている。		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	行政が頼りにするような団体の強み・特徴（専門性とか、動員力、影響力、市民の生の情報が捉えられる等）を持つ事による対等な関係での協働の維持		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	企画から運営に至るまで県と団体が協議する形態ができています。また県の施策についても早い段階での情報交換をすることが出来、政策提案が可能となっている。		
	②協働事業の効果メリット	平成14年12月に発足した新アジェンダ21 かながわ（仮称）検討委員会に実践活動を行ってきた団体が積極的に参加するなど、これまでネットワークが行ってきた実践的な活動が評価されている。地球環境保全推進会議の中にも正式に位置付けがされて、団体側に責任感ややる気が生まれてきた。		
	③協働を進めて行く上での課題	団体は実践は責任を持ってやりきる力はあるが、しかし皆多忙なため会議の開催に全員が集まるのが難しく、メンバー拡大が今後の課題。		

事業名		ストップ温暖化普及啓発事業	対象機関名	環境農政部 環境計画課
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	環境月間での普及啓発キャンペーンの実施 地球温暖化防止月間での交流会の実施 定例の情報交換会の実施		
	②協働事業に至るきっかけ	協働事業に至る以前から、県の表彰式等での団体の報告などつながりはあった。直接のきっかけは、平成9年の京都市議会に向けて市民と行政が連携した実行委員会が設立されたことである。会議終了後も NPO 関係者との継続的・定期的な意見交換が必要であると考え、ネットワークの結成を支援した。その後、地球環境保全への取り組みの中で、施策の具体化を進める県と、実戦に強い NPO とが相互補完的に協働している。		
	③協働事業の役割分担	県：環境月間（6月）及び地球温暖化防止月間（12月）のイベント内容の企画、関係機関との調整、イベント参加者の意見の県の施策への反映 団体：イベント内容の企画、地域や住民との連携を生かしたイベントへの動員、イベント参加者の意見の聴取		
	④協働に当たって特に配慮している点	関係団体等との連絡調整を積極的に行い、機会や場所を確保するとともに、広報活動に努めること。 団体側の主体的な判断や活動を尊重すること。		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	団体側の主体性を尊重すること。 情報交換を密接に行い、最新の状況に対応できるようにすること。		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	共催。行政と NPO 双方ともに同等であるという意識のもとに行われていると思われ、事業的にもそれぞれの得意な分野を生かした相互補完的な関係となっている。		
	②協働事業の効果メリット	より実践的でより地域に根ざした普及啓発活動を行うことが出来る。 NPO が行うことで、ニーズに応えることが出来る。		
	③協働を進めていく上での課題			

事業名		丹沢大山クリーンキャンペーン	対象機関名	NPO 法人 みろく山の会
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	丹沢大山クリーンキャンペーンの一環として実施しているNPO 法人みろく山の会と県の協力・連携による山頂部における放置ごみの撤去活動		
	②協働事業に至るきっかけ	昭和 58 年 4 月 40 歳以上の人達 170 人で登山を開始。丹沢の清掃として清掃登山を開始する。その後 19 年間清掃登山を実施。平成 11 年団体から県に提案し県との協働による丹沢、大山クリーンキャンペーンの実施に向けてヘリコプターの協力を呼びかける。県も平成 12 年度から県が主体となり『丹沢・大山保全計画―丹沢・大山の豊かな自然環境の保全と再製を目指して』を基にボランティアの協力を得て山岳ゴミを回収するための予算 100 万円を予算化を検討していた。 双方のねらい―①丹沢・大山の清掃 ②調査		
	③協働事業の役割分担	団体：山のゴミの回収と拠点までの持ちおろし―参加者 853 名、ヘリが行けない場所（大倉）から回収ポイントまでのバケツリレーによる回収、山のゴミの実態調査 県：ヘリコプターの飛行・ゴミの回収費用の拠出。 バケツ 200 個、ブルーシート等の貸しだし。 回収ゴミの産業廃棄物処理費用の拠出 秦野市、松田町：回収したゴミを産業廃棄物として処理		
	④協働に当たって特に配慮している点	県行政システムを理解し、最初 4 月にクリーンキャンペーンを計画していたが、予算や、人の配置が可能な 10 月に変更した。		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	現在印刷代、紙代等必要な材料は保全センターで出してくれているが、ハガキ代、交通費、電話代等団体で使う費用はみろく山の会等団体が出している。 今後はかかる経費が出る仕組みが必要。 クリーンキャンペーンも団体が委託事業として受け、人件費等も出していくことが出来ればより協働が進むのではないか。		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	行政の事業に対する労力の提供・事業協力 団体からの呼びかけ、計画立案に県が応え協働して実施。準備作業は団体が実施		
	②協働事業の効果メリット	神奈川県が呼びかけて、平成 14 年 8 月 4 日 16 団体の参加により県とのパートナーシップにより丹沢大山の自然環境保全活動を推進する「丹沢大山ボランティアネットワーク」の設立へと発展。今後はパートナーシップ型自然環境管理の構築が課題 実態調査も県が一緒に行ってくれるようになった。 みろく山の会は設立準備世話人、設立後は副代表を担う。 行政とのパートナーシップの推進のために必要な神奈川県自然環境保全センターとの協議を会則に位置付けている 庶務は当面神奈川県自然環境保全センターが協力することが会則に位置付けられている。 パートナーシップルームも県から申し込み使っている。(申し込み方法等県は知らず団体から提案をした。)		
	③協働を進めて行く上での課題			

事業名		丹沢大山クリーンキャンペーン	対象機関名	自然環境保全センター
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	丹沢大山クリーンキャンペーンの一環として実施しているNPO法人みろく山の会と県の協力・連携による山頂部における放置ごみの撤去活動		
	②協働事業に至るきっかけ	平成9年から、みろく山の会の活動を丹沢大山クリーンキャンペーンに位置づけ、また、平成11年から、県で策定した丹沢大山保全計画にゴミ対策を位置づけたこともあり、みろく山の会からの県への働きかけにより、団体の事業企画に基づき、ヘリコプターによるゴミの搬出等が始まった。		
	③協働事業の役割分担	団体：事業の企画、準備、運営等を主体的にやっている。 県：丹沢大山クリーンピア21をとおして清掃物品の支援、助成、広報及び職員参加を行っている。ヘリコプターの経費は、県が直接負担している。		
	④協働に当たって特に配慮している点	みろく山の会の自主性の確保及び主体性の維持に配慮している。 協働を維持するには、両者の対等な関係と、適当な役割分担が条件であり、会による企画運営を重視して、県が連携できる部分での対応に心がけている。		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	今後は、個々の団体への支援ではなく、丹沢大山ボランティアネットワークを協働のパートナーとして位置づけ、ネットワークの組織体制の育成と協働体制の整備強化を図っていききたい。 パートナーの人材育成と情報共有のシステムをつくるとともに、丹沢大山保全計画に関わる県民合意へつなげていききたい。		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	特徴としては、団体側が主導的に県に働きかけ、事業計画、準備運営について主体的に行われている事業協力の形態である。県丹沢大山保全計画に位置づけ、物品の提供等資金面で連携している。		
	②協働事業の効果メリット	ゴミの減少という直接的な効果はもちろん、団体の協働意識の向上、会の活動の活性化がある。 協働の過程で、丹沢大山のボランティア団体のネットワークづくりの機運が向上し、団体がその中心的役割を担ってネットワークがスタートすることができたこと。		
	③協働を進めていく上での課題	個々の団体との協働事業ではなく、ネットワークを協働の核として事業展開できるようにしていくこと。		

事業名	災害救援ボランティア支援センター運営事業	対象機関名	神奈川県災害救援ボランティア支援センター・サポートチーム
項目	内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	災害時に救助活動を行う一般ボランティアを支援するために設置された支援センターにおいて参集するボランティアを被災地が混乱無く受け入れられるよう需給調整を行う。	
	②協働事業に至るきっかけ	県民活動サポートセンターは災害発生時に「災害救援ボランティア支援センター」となるので、災害時におけるボランティア本部の設置と運営のノウハウを行政も持つ必要性があり、災害ボランティアへの相談があり、サポートチームが結成された。 呼びかけと計画立案は、いずれも双方から行われている。	
	③協働事業の役割分担	県：情報の提供、場の提供（1F 展示会場と 4F 準備室の使用を県災害本部設置と同時に利用）、資金援助。 団体側：労力、ノウハウ、連絡網の提供。年 2 回の本部設置・運営訓練、そして月 1 回の定例会で 3 部会に分かれてマニュアルづくりを行っている。	
	④協働に当たって特に配慮している点	防災ボランティアの能力を活用するに際して、現状をしっかり認識しなければならない。そうしないと実際に運営仕切れない結果となる恐れが十分に予測される。話し合いを重視したい。	
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	行政が今何をしようとしているかを積極的に伝えて欲しい。また特に人材育成と研修にかかわる費用として、資金面での援助が強化されることが望ましい。現在は 23 名がリーダー的な役割りを担っているが、ボランティアコーディネーターとして 50 から 100 人が必要。	
調査者の所見	①協働の形態の特徴	対象機関はリーダーがいて、必要に応じてネットワークが形成されている。したがって、災害時に備えて、さまざまな専門家が地域を超えて、ネットワークを形成している。	
	②協働事業の効果メリット	通常時と発災時の両面において、防災ボランティアの活動の場と情報が与えられていること。 最大のメリットは、相互の努力によって、防災局とのチャネルができていくこと。	
	③協働を進めて行く上での課題	通常時と発災時のつながりをはっきりさせること。また、個々人の決意を明確化させること。	

事業名		県災害救援ボランティア支援センター運営事業	対象機関名	かながわ県民活動サポートセンター
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	災害時に救援活動を行う一般ボランティアを支援するために設置された支援センターにおいて参集するボランティアを被災地が混乱無く受け入れられるよう需給調整を行う。		
	②協働事業に至るきっかけ	災害時の一般ボランティアの需給調整を行う機関として、サポートセンターに災害救援ボランティア支援センターが設置されることとなり要綱が策定され、サポートセンターの利用団体であった「神奈川災害ボランティアネットワーク」等がコーディネーター役となり、平成12年には支援センターのコーディネーターを行うことを目的とする「神奈川県災害救援支援センターサポートチーム」が結成された。		
	③協働事業の役割分担	県： 活動の場の提供、情報提供 団体： ボランティアの需給調整（企画）		
	④協働に当たって特に配慮している点	お互いの行動原理、持っている力等を認め合う姿勢		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	お互いの行動原理、持っている力等を認め合う姿勢		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	県は必要な場所の提供や情報の提供を担い、団体は、は災害時の一般ボランティアの需給調整を行い、協働で支援センターの運営を行うものである。月に1回の定例会を開催しており、意志の疎通を図っている。本事業の場合は、サポートセンターは地域防災計画の災害救援ボランティアセンターの役割を担うこととなっており、その中身（一般ボランティアの需給調整）を民間の団体が担うことは必然的な関係性であると思われる。		
	②協働事業の効果メリット	団体の高い専門性、自主性、機動性を生かすことができる。		
	③協働を進めていく上での課題	事業の最終目的が災害時のシステムであるため活動の成果を認識しづらく、日頃のモチベーションの維持が難しい。また、行政と団体間の信頼関係の構築は事業を行う上での基礎であるため、より意志疎通を図っていくべき。		



事業名		女性への暴力緊急一時保護事業	対象機関名	NPO 法人かながわ女のスペースみずら
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	神奈川県所有の建物を緊急避難女性の一時的保護する常設のシェルターとして利用し、その施設を自主的に運営する。		
	②協働事業に至るきっかけ	女性による女性のための相談活動を行うなかで、夫や恋人などによる暴力から女性の身を守るための緊急避難所（シェルター）を設ける必要性が認識され、神奈川県にその問題を提起した結果、「女性に対する暴力対策協議会」が設置されて、対策の検討が進み、緊急避難所（シェルター）を常設しての「女性への暴力緊急一時保護事業」として「特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら」と神奈川県県民部人権男女共同参画課との協働が平成12年4月1日に開始された。平成13年4月から県所有の建物を利用し、県内市町村を含めた三者協働事業が開始された。		
	③協働事業の役割分担	団体：一時保護施設を設置・運営するとともに、運営経費の1/3を負担する。 県：施設の無償貸与、運営経費の1/3の負担の他、協働事業のための市町村及び団体との調整及び関係機関との調整		
	④協働に当たって特に配慮している点	緊急避難女性とその関係者のプライバシーの保護、そして何よりも緊急避難女性の所在及びシェルターに係わる万全なセキュリティーの確保		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	父親から娘、子どもから母親に加えられる暴力への対応、被害者の自立支援について、DV法では不備でありよりよい協働を進めていくために、同法の改正を含めて考えていくことが今後の課題である。		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	「女性に対する暴力」被害者を対象とし、県及び県内市町村との協働		
	②協働事業の効果メリット	行政の関与は、個人的分野での女性の人権の確保のために効果がある。		
	③協働を進めて行く上での課題	防犯ベルの設置など、不測の事態に備えてのシェルターおよび緊急避難女性の安全を確保する対策（神奈川県警察本部との協働） 災害・不測の事態に緊急避難女性・スタッフが適正に対応できるよう、救急救命法そして健康で文化的な日常生活に関わる研修等の実施。（神奈川県防災局・福祉部・衛生部との協働）		

事業名		女性への暴力緊急一時保護事業	対象機関名	県民部人権男女共同参画課
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	神奈川県所有の建物を緊急避難女性を一時保護する常設のシェルターとして利用し、その施設を自主的に運営する。		
	②協働事業に至るきっかけ	<p>県・市町村・団体の3者協働事業となっている点が大きな特徴となっている。</p> <p>県女性センター分室に団体からスタッフを出してもらった(平成11年度)、団体に委託する(平成12年度)という経過で積み重ねられた団体の実績や県と団体の関係構築があった。</p> <p>課題の広域性及び団体の実績から、3者協働となったと考えられる。</p> <p>事業全体は、婦人相談所の業務委託分(配偶者暴力防止法施行分)と3者協働事業(配偶者暴力防止法以外分)からなる。この調査の対象となっているのは、そのうち、配偶者暴力防止法以外のケースを扱う3者協働の事業。</p>		
	③協働事業の役割分担	<p>県：施設の無償貸与、運営経費の1/3の負担のほか、協働事業のための市町村及び団体との調整及び当該事業が円滑に進められるための関係機関との調整を行う。</p> <p>団体：一時保護施設を設置・運営するとともに、運営経費の1/3をボランティア団体等により負担する。</p>		
	④協働に当たって特に配慮している点	3者の協働による事業であることから、枠組みや具体的な対応について個々の市町村や運営団体との合意に基づく対応ができるよう、県が積極的に調整を行うこと。運営団体の主体的な判断や活動を阻害しないこと。		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	協働する3者(県・市町村・団体)が意見交換する場の設定。市町村によって、窓口や事務処理のシステムなど対応が異なることが、大きな課題であるとともに、事務的な面でも団体の負担が大きくなっており、3者の共通のルールづくりが課題となっている。		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	県・市町村・団体の3者協働事業を構築することにより、全県をシステムの的にカバーした協働事業となっている。具体的には、団体と県及び市町村で協定を結び、行政が応分の経費を負担する方式をとっている。		
	②協働事業の効果メリット	<p>団体の自主的運営に委ねることで活動の活性化が図られる。</p> <p>団体からの課題提起を県の取組みに生かしていくことができる。</p> <p>当該事業の必要性や問題点、民間団体との連携の必要性や連携方法について市町村に周知、浸透させることにより、県全体の問題解決に向けた取組みを推進できる。</p>		
	③協働を進めていく上での課題	市町村毎にケースへの対応が異なり、県としての課題、事業目的と市町村及び民間団体の活動目的との調整を行っていく必要がある。市町村による事務手続きの違い等により団体の事務が煩雑になるとともに、具体的な一時保護事例の取扱いにおいても市町村による理解、対応の差があるため、団体の調整の負担が大きい。		

事業名		かながわ外国籍県民医療通訳サービス支援モデル事業	対象機関名	NPO法人 多言語社会リソースかながわ
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	外国籍県民が医療機関で受診する際に必要となる医療通訳サービスを試行的に実施し、システム化に向けた検討を行う。		
	②協働事業に至るきっかけ	平成13年度、県国際課が外国籍県民かながわ会議の提案を受けて「医療通訳制度検討委員会」を設置し、検討を開始。平成11年より医療通訳の研修など活動を行ってきた「外国人医療とことばの問題を考える会」の世話人を中心に県の施策と連携し、医療通訳制度の構築等を目的としてNPO法人を設立。検討委員会委員として意見提案を行う一方、平成14年8月より県モデル事業試行に伴い、通訳の研修、通訳スタッフ派遣、コーディネーターブースの運用などを団体として担い、行政、団体それぞれの得意分野でより効果的な事業を展開。		
	③協働事業の役割分担	団体：外国人の相談対応、医療通訳者の派遣、研修、その活動を担う 県：医療通訳サービス支援事業の予算化、医療通訳、コーディネーター派遣経費3000円・・・場所の提供県民センター2階		
	④協働に当たって特に配慮している点	プライバシーの保護 行政との話し合いによる相互理解		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	医療通訳システム構築に向け、外国籍住民が安心して医療を受けることのできる環境整備が重要であり、それぞれの得意分野協力する。県には政策として位置付けること、団体としては今後の人材育成に力点を置き、行政と共に受益者負担について多様な機関と協議を行い、費用負担についての一定の方向性を見出したい。		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	県のモデル事業の取り組み		
	②協働事業の効果メリット	医療通訳の派遣システムが整うことで、何より外国籍県民が安心して医療機関を利用できることになった。 県による広域的な広報により、これまで医療通訳なしで不安を抱えていた多くの外国籍患者や、彼らを受け入れていた医療機関に対し、十分なサービスを提供できるようになった。		
	③協働を進めて行く上での課題	県のモデル事業としての取組の場合、モデル事業終了後の施策への位置付け、本格取組の検討が必要である。 医療通訳を募集・育成してお金を支払い実施してきたが、モデル事業終了後通訳者へのお金の支払いをどうするか現在の問題である。一度実施したことの継続性をどう担保するか。		

事業名		かながわ外国籍県民医療通訳サービス支援モデル事業	対象機関名	県民部 国際課
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	外国籍県民が医療機関で受診する際に必要となる医療通訳サービスを試行的に実施し、システム化に向けた検討を行う。		
	②協働事業に至るきっかけ	外国籍県民かながわ会議の提言(平成12年10月)を受けて、県は、平成13年度から医療通訳制度検討委員会を設置し、医療関係者、NGO等と検討を行い、平成14年度に標記事業を実施することとなった。 当該団体は、中心メンバーが同委員会の委員であり、また、外国籍県民に対する診療を長年続けている医療関係者も含まれていることからノウハウの蓄積があること、県内に同様の活動を行う団体が他になかったことから、当該団体と協働することとなった。		
	③協働事業の役割分担	<p>県：通訳者及びコーディネーターの派遣経費支払い、通訳スタッフに対する研修の実施、医療通訳スタッフとしての身分保障(委嘱)。</p> <p>団体：医療機関からの要請に対する通訳スタッフのコーディネート、通訳スタッフの人材確保・推薦、通訳者の研修プログラムの作成・実施等。 医療関係団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会)：制度の周知や制度への支援。</p>		
	④協働に当たって特に配慮している点	<p>団体と行政との役割分担を明確にするとともに、対外的な場では、協働事業である点を説明し、ご理解とご協力をお願いしている。</p> <p>医療機関への周知を図り、医療機関の理解を求めている。</p>		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	団体の自主性を尊重した協力関係を保つように配慮する。		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	協働事業の第1歩として、モデル事業を実施した点。 協働のアクターとして、県と団体のほかに、医療関係団体が入っている点。		
	②協働事業の効果メリット	県にとっては、団体のノウハウを活用でき、団体にとっては、通訳スタッフやコーディネーターの身分が保障され、信用が高まるとともに、県による医療関係団体との調整も期待できる。		
	③協働を進めて行く上での課題	モデル事業として、第1歩を踏み出し、今後の制度化に向けて、役割分担や経費負担のあり方が課題となっている。		

事業名	外国人のための医療機関リスト 作成事業	対象機関名	ソナの会
項目	内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	県社協ボランティアセンターに委託事業として実施に至る。その際、企画立案に関してソナの会が県社協から再委託を受けてプロジェクトチームを発足させ作成した。	
	②協働事業に至るきっかけ	外国籍住民の医療へのサポート体制は県としてはなく、各NGOが担っていた。外国籍県民かながわ会議より医療面での取り組みを進めるよう提言があったこと、そしてソナの会でも調査を行い、再発行の必要性があったこと、また単なる対応言語別医療機関リストではなくて外国住民への情報提供が不十分で、利用できる制度さえ利用できないでいる外国籍県民の医療実態から医療面で必要とされる制度を含めた内容で提供したいと考えていた。平成9年ソナの会が作成した「外国人のための医療機関リスト97」の再発行の必要性から県国際課と協議を重ね、平成13年事業として県国際課が立案、県社会福祉協議会ボランティアセンターに委託事業として実施にいたる。その際に、企画立案に関してソナの会が県社協より再委託され、県内医療に関わるネットワークを主体としてプロジェクトチームを発足させ、10言語対応版を発行。	
	③協働事業の役割分担	<p>団体：調査・全体進行企画立案・プロジェクト進行管理。プロジェクトのための人材・機関・団体情報の提供。調査内容・意向調査・付加情報素案立案・作成。</p> <p>県：企画立案。病院協会、医師会などへの協力要請。作成のための資金。</p> <p>県社協：リスト作成のための事務局機能。全体進行管理、調査集計、リスト化。</p>	
	④協働に当たって特に配慮している点	医療機関団体のプロジェクトへの関心と協力。 外国籍県民の意見反映あるいは参画を勧める。	
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	協働は多様な形式があり、また団体がどのような視点で事業計画を立案するかによって変化する。政策についての情報公開は協働を進める上での行政側の最大課題であり、民間側はどのように政策を読み解く能力があるかによって変化する。そのための学習会を双方から設置して、互いに共有しあうことが協働をより進展させる。その意味から神奈川での政策立案に関わる審議会へのNPO・NGO参加を促進することも重要である。	
調査者の所見	①協働の形態の特徴	ネットワーク型の組織である。 昭和62年神奈川県が開催した人権集会で定住外国人に関わる課題解決を県の施策として、取り組みを要望・提案。かながわボランティアセンター・ボランティアコーナーを会場として定例会を開催。神奈川県内各地より支援団体が集まりソナの会を構成。ネットワーク型で参加自由な会員制度。会費なしで運営。	
	②協働事業の効果メリット	医療機関における外国人医療にかかわる実態・医療関係者への啓発。 外国籍県民への医療機関情報提供。医療通訳検討委員会への調査結果提供・意見反映。県が実施した外国人実態調査の外国籍意見と医療関係調査との関連比較。県内医療機関団体、NGO、外国籍住民のネットワーク形成。	
	③協働を進めて行く上での課題	<p>基本的には情報提供を行う各相談機関や、行政窓口での対応が十分でない</p> <p>と医療機関リスト作成のみに終始してしまい、必要とする人々に情報が確実に届くための実態調査、提案を行政に行った。またこれまでの外国人施策は支援者のみで作成された傾向があり、プロジェクトチーム、翻訳チームへ積極的に外国籍住民の参加を促し、意見反映あるいは作業をともに行った。</p> <p>ネットワークとして組織が確立していないとの指摘もあるが、必要事業に関して必要なプロジェクトを組織する方向性を今後も継続されていくことが予測されるが、検討課題と自覚している。</p>	

事業名		外国人のための医療機関リスト 作成事業	対象機関名	県民部 国際課
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	県社協ボランティアセンターに委託して作成した。その際、企画立案に関してソナの会が県社協から再委託を受けてプロジェクトチームを発足させ県と協議を重ね作成した。		
	②協働事業に至るきっかけ	平成13年度に県において緊急雇用事業による予算が確保できたため、県から県社会福祉協議会に委託する形を取ることとなった。 ソナの会が平成9年に県社協が行った在住外国人支援プロジェクト実行委員会の参加していた経緯から、県社会福祉協議会からソナの会に委託することとなった。		
	③協働事業の役割分担	県社協：雇用に関すること、事業全般の進行管理。 団体：「外国人のための医療機関リスト」の設計編集 県：プロジェクトチームに出席 企画・立案、病院協会、医師会への協力要請等		
	④協働に当たって特に配慮している点	ともに1つの事業を行っているという認識を持ち、共有できる情報については共有できるよう心がける。		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	行政とNPOの違いをお互いに十分自覚し、意見や情報の交換を重ねながら、意思の疎通を図る。 ただし、今後の具体的事業の予定はなし。		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	再委託により、結果的に県と団体との協働となった。		
	②協働事業の効果メリット	団体のネットワークを活用して県内各地域の団体の協力を得て作業を進めたため、アンケートの内容や回収にきめ細かい手当てができ、アンケートの回収率やリストの内容を充実させることができた。 共同作業を進めていく中で、団体間のネットワークが促進された。		
	③協働を進めて行く上での課題	再委託のため特になし。		

事業名		介護支援専門員リーダー 活動支援事業	対象機関名	NPO 法人神奈川 県介護支援専門員 協会
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	介護保険制度の根幹をなす介護支援専門員の資質を高めるため現場で起きている課題を取り上げその解決に向けた対策を検討するとともに実践的なモデル事業を実施している。		
	②協働事業に至るきっかけ	平成12年4月に介護保険制度が施行され、2年が経過する中で、現場における課題が次々と明らかになり、その解決に取り組むためには行政との取り組みが必要と判断、県と(社)かながわ福祉サービス振興会の双方が話し合い、その中で受託法人の性格を持ったNPO法人の立ち上げと、調査研究と研修などの業務委託が話し合われた		
	③協働事業の役割分担	団体：現場における課題の抽出、提案 地域ネットワーク事業の実施 県：介護支援専門員への新たな支援策の展開		
	④協働に当たって特に配慮している点	役割分担の明確化、これを意識していないと協働の効果が上がらなくなってしまう。特に県からの委託の場合は、県の意向を受け止め、目標を明確にする中で、業務を行うよう努めている。 組織のビジョンに沿った事業展開と県の意向との調整に気を使っている。		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	互いの理解を元に、目的と目標を明確にし、認識すること、特に誰のために、何のために事業を行うかの認識が大事である。 それぞれの役割をしっかりと認識し、双方ともに事業効果を上げる努力が必要である。 予算の弾力的使用ができるようにしてほしい、それによる効果は大きい。		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	新しい課題なので、双方で話し合った上で法人を立ち上げ、県からの委託事業と自主事業をバランス良く配置し、目標達成に向け事業を行っている。		
	②協働事業の効果メリット	課題解決に向けた取り組みがより実践的となっている 介護支援専門の資質向上に向けた取り組みの効果が期待できる。		
	③協働を進めて行く上での課題	役割分担の明確化→県がどこまでやりたいのかはつきりして欲しい 事前に十分な話し合いを行い、役割分担を明確にした上で、連携が必要である。		

事業名	介護専門員リーダー活動 支援事業	対象機関名	福祉部介護国 民健康保険課
項目	内容		
ヒア リン グの 概 要	①事業概要	介護保険制度の根幹をなす介護支援専門員の資質を高めるため現場で起きている課題を取り上げその解決に向けた対策を検討するとともに実践的なモデル事業を実施している。	
	②協働事業に至る きっかけ	平成12年度介護保険制度が施行され、介護支援専門員の連絡会が地域ごとに設置され、平成13年4月に神奈川県介護支援専門員協会の設置となった。県の介護支援専門員の質の向上を目的とした事業を協働で実施することは、事業をより効果的かつ効率的に実施することができる。	
	③協働事業の役割 分担	県： 事業の企画・評価 団体： 事業の実施・報告・評価	
	④協働に当たって 特に配慮している 点	事業を企画する時点から、協会の意見を聞いて反映させるようにしている。	
	⑤よりよい協働を 進めていく上での 今後の考え方	県は、事業を企画して、実際の事業は協会に委託して実施しているが、協会と協働で開催できるようにしたい。	
調 査 者 の 所 見	①協働の形態の特 徴	協会への事業の委託型であるが、協会は、県内唯一の介護支援専門員が設立した法人であり、介護支援の専門性を有しており、県に対して事業への意見、提案をしており、協働事業の要素もある委託型である。	
	②協働事業の効果 メリット	協会から、専門職としての知識を事業に反映することができる。県当該課には、専門職は、1名のみ配置されている。	
	③協働を進めて行 く上での課題	法人の、専任理事や、事務職員がいないため、話し合う時間がなく、時間外での事業開催や打ち合わせが多く、県、協会職員ともに負担が大きくなっている。	



事業名		障害者スポーツ教室	対象機関名	神奈川県障害者 スポーツ指導者 協議会
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	教室の指導者、審判の養成、障害者スポーツ教室の実施、陸上競技大会、盲人卓球などのイベントを一緒に行う、講習会の実施		
	②協働事業に至るきっかけ	平成10年度34回全国身体障害者スポーツ大会がきっかけとなり、協議会が設立され、協力依頼をうけた。		
	③協働事業の役割分担	団体：スポーツのルール、技術などの指導面全体、障害者の介助。 県：資金援助、PR、情報の提供。		
	④協働に当たって特に配慮している点	連携を密にする。		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	組織を拡大、NPO法人を考えていきたい。 協議会主体でスポーツ振興を目指したい。		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	県からの活動の場の提供		
	②協働事業の効果メリット	スポーツリーダーが参加することによりPRができた。 謝金がでたので資金面で協議会に還元された。		
	③協働を進めて行く上での課題	県から県身体障害者連合会、県身体障害者連合会から協議会と直接の委託ではなかったため、少し中途半端なところがあった。直接ではなかったのでやりにくかった。		

事業名	障害者スポーツ教室	対象機関名	福祉部障害福祉課	
項目	内容			
ヒアリングの概要	①事業概要	教室の指導者、審判の養成、障害者スポーツ教室の実施、陸上競技大会、盲人卓球などのイベントを一緒に行う。講習会の実施		
	②協働事業に至るきっかけ	平成10年に開催された第34回全国身体障害者スポーツ大会(かながわ・ゆめ大会)の成果を継承するため、自主的に組織された「神奈川県障害者スポーツ指導者協議会」と協働することで、障害者が身近な地域でボランティアに接し、気軽にスポーツに接することができることを目指した。		
	③協働事業の役割分担	県：教室の企画、立案、資金提供 団体：指導員として教室での障害者の介護、競技運営を行う。		
	④協働に当たって特に配慮している点	協議会と協働することで、より障害者が身近な地域でボランティアに接し、気軽にスポーツに接することのできる内容の教室にすること。		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	企画、立案段階から団体、障害当事者と協議し、また、市町村と調整し、よりよい教室の開催に向けて検討していく。		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	「かながわ・ゆめ大会」をきっかけに、自主的に障害者スポーツ指導者協議会が結成された。県事業の障害者スポーツ教室や各種県障害者スポーツ大会のなかで、協議会の活動の場の提供、活動参加機会の提供を行い、将来的に、協議会が自主的に実施できるようにしていく。		
	②協働事業の効果メリット	協議会が運営することにより、地域に密着した障害者スポーツ指導者が関わることになり、障害者との交流と理解が進み、障害者にとってより活動しやすい環境となる。		
	③協働を進めて行く上での課題	もっと地域に密着した内容にするためには、市町村との連携が必要であるが、まだ、各市、特に町村間で、活動内容のレベルに差があるのが、現実である。		

事業名	児童虐待防止対策	対象機関名	NPO 法人子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク	
項目	内容			
ヒアリングの概要	①事業概要	児童虐待防止のための通告の促進、相互の連携及び情報の提供		
	②協働事業に至るきっかけ	平成12年に施行された児童虐待の防止などに関する法律の第4条第1項に「関係機関及び民間団体の連携の強化その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めるものとする」と規定された。更には、児童相談所での児童虐待相談処理件数が急増、平成13年度には2万件を突破した。そんな中、県会議員からのヒアリングを受け、知り合うことで更に県との仲介を受け、協働にまで発展した。		
	③協働事業の役割分担	<p>県：ネットワークより通告された子どもに対し、児童福祉法や児童虐待防止法において相談または措置した子どもの情報を共有すべくネットワークに提供、双方の協力したケースワークを行う。</p> <p>団体：発見もしくは情報を得た子ども虐待・ネグレクトの事例を児童相談所に通告、児童相談所との連携の中でケースワークを行う。</p> <p>双方：協力した虐待防止への啓発活動を行う。</p>		
	④協働に当たって特に配慮している点	<p>個人情報の管理と保護</p> <p>子どもの人権と保護者の人権とが対立した場合、子どもの人権をより優先させ、子どもに対する最善の福祉に勤めている。</p>		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	<p>県とのきめの細かい話し合いをできる限り進め、信頼関係の構築を進めたい。</p> <p>ネットワーク自身の財政の健全化とスタッフの資質向上を図り、その上で県からの事業受託（カウンセリング事業）を受けたい。</p>		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	<p>法に基づく受託事業</p> <p>中央児童相談所と、児童虐待相談援助に関する協定書を交わしている。</p>		
	②協働事業の効果メリット	<p>以前から児童相談所への通告は行われていたが、協定書締結後は、相談所からの情報提供もあり、情報の共有の元での連携を通じた虐待防止対策及び研修・研究事業の推進、啓発事業の推進が進めやすくなった。</p>		
	③協働を進めて行く上での課題	<p>以下問題点解決の為に、県の財政力と広報の力をより前進的に生かしてほしい。これらは民間の力では解決できない問題である。</p> <p>児童福祉司の大幅増員と資質の向上（研修の強化）</p> <p>一時保護所の増築改築</p> <p>虐待をする親や虐待を受ける子どもの治療の公費負担制度</p> <p>養育里親の増員</p> <p>双方で事例に関するアセスメントやケースワークの方針などで意見の不一致が起きた場合の対処法の検討が課題となっている。</p>		

事業名	児童虐待防止対策	対象機関名	県中央児童相談所
項目	内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	児童虐待防止のための通告の促進、相互の連携及び情報の提供	
	②協働事業に至るきっかけ	平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、その中で、「関係機関及び民間団体との連携の強化を地方公共団体の責務として明記された。また、地域での虐待事例に対する早期発見や通告の必要性が求められると共に、虐待防止への啓発活動等の協力体制の強化を図る必要があることから、協働することとなった	
	③協働事業の役割分担	県：児童虐待防止の中核機関としての役割、行政として一時保護、措置などの公の指導を行う。 団体：より身近な地域における児童虐待に特化した、専門的な相談窓口として相談を受ける。	
	④協働に当たって特に配慮している点	情報提供を相互に行っているが、個人情報の保護について配慮している。 県相互の連携、団体との連携を促進できる仕組みとして、連絡会の定期開催をしている。	
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	定期的な連絡会を開催し、相互の連携における課題について整理するとともに児童虐待の対応について共通認識を図る。	
調査者の所見	①協働の形態の特徴	児童虐待防止のための相談事業における役割分担として、県の相談事業と、団体の虐待に特化した専門的な地域における相談事業について、お互いに連携及び情報の提供を行うため、協定書を締結して行っている。	
	②協働事業の効果メリット	団体の医師や弁護士、保健士等の専門性のあるスタッフによる相談対応により、相談体制の幅が広がった。相談者側から見ても、今までは県への相談のみとなっていたが、より身近な地域における民間の相談窓口を選択できるようになった。	
	③協働を進めて行く上での課題	現行の児童虐待防止法においては、連携の範囲が明定されていないから、民間からの通告に基づく連携となっている。 法の中で、連携の範囲を明定されることで、協働の事業が円滑になる。	

事業名	ホームレス実態調査	対象機関名	寿支援者交流会	
項目	内容			
ヒアリングの概要	①事業概要	ホームレス実態調査の実施		
	②協働事業に至るきっかけ	<p>平成9年以降野宿者層が変わってきて、県内在住の常勤労働者が終身雇用制の崩壊や工場等の海外移転(安い賃金で生産ができる)で、失業者となり、野宿者となった。県内の野宿者の最長職は常勤・自営が7割、日雇い労働者が3割。横浜・川崎以外では主に厚木などの工業地帯で、このような現状が起きた。県内で約3000名。横浜市内には自立支援センターや法外援助が位置づけられている(川崎では現物支給)が、他の自治体にはその制度はない。そのため全国各地から横浜・寿地区に集まってくる傾向がある。相談の依頼は路上パトロールで受けることが多い。内容によっては後日改めて時間をとって話しを聞くことになる。そのため、街頭のソーシャル・ワーカーと呼ぶ人もいる。</p> <p>実態調査の必要性は団体から提案。自治体としても県内の野宿生活者が増えてきており、実態把握する必要が出てきた。双方で検討し神奈川県として国の法律(ホームレス自立支援法)が出来る前に「神奈川県下野宿者の実態調査を6エリア9自治体にて実行」。</p>		
	③協働事業の役割分担	<p>団体：県下の10都市13団体とネットワークし調査実施。その後も支援当事者団体同士で、交流・情報交換を継続している。(団体の事務局長が神奈川県夜回り・パトロール交流会のコーディネーターを務める) 県や自治体ではやりきれない路上での野宿者のケア、生活保護後の居宅訪問などを協力して行っている。</p> <p>県：実態調査の予算拠出。 調査の結果は県の施策という形では具体化されていない。 ただしその後県、自治体は夜回りパトロールに年1回程度参加している。 国において平成14年8月7日にホームレス自立支援法が施行。施行を受けて1月に全国で実態調査を実施予定。しかし神奈川においては、その対象は以前の調査より対象エリアが狭くなっており国、県に交渉中。今後は県の施策、自治体への施策への反映が必要。</p>		
	④協働に当たって特に配慮している点	<p>団体として下請けとならない様に注意している。 ホームレスから自治体と近いという印象をもたれないように努力をしている。役所にもれるのではとおもわれると相談に来なくなる。 現場からの政策提言を行うようにしている。 ただ単に「何々をやれ」というのではなく、具体的な施策に結びつくような政策提言を行うようにしている。</p>		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	<p>お互いに適度の緊張関係を持ち、役割分担をすること。 民間団体には行政にはない柔軟で早急な対応が可能であるが、安定した財源はない。最低生活を保障する生活保護などの権限は行政にしかなく、お互いの特性を活かして、馴れ合いにならないように注意しながら、協力していくこと。</p>		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	<p>実態調査一委託事業一直接ではなく県社協を通して。 調査内容は、支援団体が提案したものを共同で検討。実際の調査は実態を知っている支援団体が主導。 県下の自治体との連携は県が声かけ、団体は県下の団体とネットワークし、野宿者への協力依頼。</p>		
	②協働事業の効果メリット	<p>調査を通して神奈川県、県下の自治体が野宿者の実態を知ることにつながった。 その後夜間パトロールへの自治体の同行、ホームレス対応についての相談を自治体から団体に持ちかけられるなど、自治体との間にお互いの連携が出来た。 支援当事者団体も、調査をきっかけに設立される団体もあり、ネットワークの強化に繋がった。</p>		
	③協働を進めて行く上での課題	<p>横浜市だけが自立支援センター、(生活保護)法外援助を位置付けている。そのため全国各地から横浜に集まってくる傾向がある。しかし、地方都市にも野宿生活者は増加しており、各都市での対応が求められている。 特に地方都市は財源もなく、神奈川県が中心となり、県下の自治体に呼びかけ統一的な施策を実現させていくことが必要。実態調査から一歩踏み出すし、具体的な施策としてのガイドラインを県が示せるかどうか、団体のみでなく、県下の自治体の注目が集まっている。</p>		

事業名		ホームレス相談事業	対象機関名	福祉部生活援護課
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	市町村（政令市を除く）と連携して、ホームレスの生活援護等を行っているボランティア団体等（夜回りパトロール）で市町村の要請に応じて情報交換、巡回相談に協力していただく。		
	②協働事業に至るきっかけ	本事業実施前（平成13年2月）に、地域夜回りパトロールに聞き取り調査の協力を得て実施した。		
	③協働事業の役割分担	今後、ホームレス自立支援法に基づく国の基本方針を踏まえて検討する。		
	④協働に当たって特に配慮している点	地域（市町村）の連携のしかたがそれぞれ異なっており、地域により母体の違う支援団体が存在するため、統一的な体制を取らず、市町村の判断に合わせて取り組んでいる。		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	支援団体、NPO等は、母体が日雇労働者組合、ボランティア団体、宗教法人等、多種にわたり、その目的、動機等も違っており、一義的に協働できない。事業、地域の特性を踏まえて、柔軟に対処すべき。		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	ホームレス相談事業における、相互の情報交換による協働事業		
	②協働事業の効果メリット	ホームレス個人の正確な情報を得やすくなる。それぞれの取り組みにより、ホームレスの方々に、複数の視点、方法により支援できる。		
	③協働を進めて行く上での課題	支援団体、NPO等は、母体が日雇労働者組合、ボランティア団体、宗教法人等、多種にわたり、その目的、動機等も違っており、一義的に協働できない。事業、地域の特性を踏まえて、柔軟に対処すべき。		

事業名		AIDS文化フォーラム in 横浜	対象機関名	AIDS文化 フォーラム組 織委員会
項目		内容		
ヒア リン グの 概 要	①事業概要	AIDS文化フォーラムの開催、広報活動、会場提供、エイズに関する予防・啓発、参加団体、患者支援者のネットワークづくり		
	②協働事業に至るきっかけ	平成6年に横浜で開催された「第10回国際エイズ会議」の周辺に参加した市民団体が、この会議をきっかけにして市民のために開かれたフォーラムを開催しようとして「AIDS文化フォーラム in 横浜」が結成された。		
	③協働事業の役割分担	団体：資金、ボランティアの動員など。 県：会場の提供と広報、教育機関への広報など 企画・運営は県の職員も参加しているが、事務局もNPOで主導している。医師や看護婦などの保健所の職員もボランティアとして参加している。		
	④協働に当たって特に配慮している点	ボランティア、支援民間団体、事務局、行政の役割、バランスに配慮している。		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	YMCAという事務局に依存しすぎているきらいがある。今後は、団体の中でネットワーク化、事務局を担う人材の育成、エイズ問題への専門家の育成が必要になる。		
調 査 者 の 所 見	①協働の形態の特徴	県との共催だが、財政的な援助はなく、運営委員会に県の職員も参加して企画しているが、県も参加の1団体であると言っていることから、団体が事務局も持っており、かなり自立した事業といえる。		
	②協働事業の効果メリット	行政とのつきあい方や話の仕方などについての助言を県の職員から受けている。(県の側に施策への位置づけが曖昧なのか、県が裏方に徹しているせい、協働と言っても団体側が主導して活動している。「県も参加団体の一つ」と話しているようにもう一つ県の存在感は感じられなかった。		
	③協働を進めて行く上での課題			

事業名		AIDS文化フォーラム	対象機関名	衛生部保健予防課
項目	内容			
ヒアリングの概要	①事業概要	エイズ文化フォーラムの開催、広報活動、会場提供、エイズに関する啓蒙・啓発、参加団体、患者のネットワークづくり		
	②協働事業に至るきっかけ	平成6年8月に横浜で開催された「第10回国際エイズ会議」に対し、市民のための会議を市民の手で実施しようという趣旨で始まったのがきっかけである。現在、AIDS文化フォーラム組織委員会と県は共催してAIDS文化フォーラムを開催している。		
	③協働事業の役割分担	県： 会場・会議室の確保、広報協力、人的支援 団体：事務局、企画、運営		
	④協働に当たって特に配慮している点	運営委員会の中で、県は事務局でもなく黒子に徹することが大事であると考えている。		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	定期的な連絡会議の開催（運営委員会を月1回開催） 現在の所、本事業について、方針ややり方について特に変わらず継続していく予定。		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	組織としては、組織委員会>運営委員会>ボランティアの階層となっており、県は組織委員会のメンバーではない。実動隊は運営委員会で、県職員がメンバーとして入っている。事務局は民間（横浜YMCA）である。企画、運営は運営委員会が主となっている。企業の寄付や助成金で資金を賄っているため、より自立した形となっている。		
	②協働事業の効果メリット	行政、運営委員会のメンバーであるNGOのそれぞれが得意分野やネットワークがあるので、お互いその方面で活動することによって相互補完できる。		
	③協働を進めて行く上での課題	県の担当者は定期的に交代するため、引き継ぎと事務の流れに多少手間取ることもあるが、事業を開始してから15年度は10回目となるため方策等は整理され完成されてきている。		



事業名	桂川・相模川流域の環境保全事業	対象団体名	桂川・相模川流域協議会
項目	内 容		
ヒアリングの概要	①事業概要	桂川・相模川の流域環境を長期的に保全していくために市民・事業者・行政の三主体の協働の仕組みとして、「桂川・相模川流域協議会」を設立すると共に、行動計画となる「アジェンダ21桂川・相模川」を策定し、推進を図る。	
	②協働事業に至るきっかけ	平成4年山梨県・神奈川水質保全連絡会議スタート。平成7年～9年度の3か年計画で環境省の補助を得て、流域サミット、シンポジウムを開催。平成9年アジェンダ21市民会議が発足し、「市民案」を作成。市民・事業者・行政の三主体と、助言者としての環境庁、建設省がアジェンダ検討委員会を立ち上げ、平成10年桂川・相模川流域協議会が設立された。また同年、上流域の山梨県で桂川北都留地域協議会（現在、桂川東部地域協議会）を設立。平成12年、下流域で相模川湘南地域協議会を設立し、地域の実情に合わせて「アジェンダ21桂川・相模川」の普及及び啓発に努めている。	
	③協働事業の役割分担	国土交通省、神奈川・山梨の両県、市町村、事業者と市民で協議会を結成。財政的には行政の負担金、事業者及び市民の会費で運営。現在では、代表幹事は市民代表2名と山梨県担当部長が就任し、事務局は神奈川・山梨両県の担当課が担い、市民も事務局を置いて、三者の協調は良好。事務局長は神奈川県大気水質課長が担当。 まず三主体の各部会で協議し、最終的に幹事会で協議し、決定。必要に応じて専門部会を設置。事業として、クリーンキャンペーン、流域シンポジウム開催事業、上下流域交流事業（植林、洋上観察）、調査事業（洗剤、ホテル生態等）、学習会事業（含む体験学習）等があり、多くは市民が主体的に企画立案し、三者で協議し、協調して実施。他に機関誌「あじえんだ113」は三主体参加の編集会議、また市民からの発案によって市民運営で公式ホームページを開設。	
	④協働に当たって特に配慮している点	三主体が立場を認め、それを超えて協議し生み出した「アジェンダ21桂川・相模川」の合意、これが協働事業の原点。協働事業を展開するとき、この共通認識を繰り返し徹底する普及・啓発が必要。三者が実施に際し共に感謝と喜びを持つこと。	
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	協議会の運営は、協議会規約をベースに、県と協議し、合意を形成することを遵守している。会計は県の事務局で実施しているが、市民側でもより会計・事務体制を整えていく必要がある。そうしないと、県のやり方に縛られて市民側の自主性が十分に生かせない。そして、責任感も育たないというマイナス影響が生ずる恐れあり。	
調査者の所見	①協働の形態の特徴	河川や水の環境保全については元来協働でなければならない事業との共有認識あり。行政は法や条例に基づいて施行。市民は、個性的でアイデアに富んでいて、行政にはない専門性を持っていると市民側は自認している。	
	②協働事業の効果メリット	平成9年に両県からの呼びかけで始まったが、当初は、県も国土交通省もどのような意見も話合おうという姿勢があり、互いに認めあい、創造的な場を共有できた。現在では、市民の提案を施策に反映させる筋道ができた。	
	③協働を進めていく上での課題	長い会議時間で込み入った議論が多い、流域全体の範囲が広く、市民側も息切れ気味。アジェンダ21の協働による策定後、課題の中で、森・里山づくり、多様な生物との共生、散乱ごみ等の回収、支流の河川整備等については、協議会及び加盟団体が着実に実績を積上げている。しかしながら、視野を更に広げ、時間と予算を投入をしないと解決できない課題（水源林の保全、水量・水質の確保・保全、大規模開発工事・公共事業の見直し等）が多々あり、県担当課にためらいが出るのではないかと市民側は心配している。県側には市町村と対等な関係で進めること、事業者側へは連携・協調にはもっと積極的であって欲しいことなどの期待あり。市民側としても行事等をもっと楽しいものに変えていくことなど改善意識がある。	

事業名	学習会事業	対象機関名	環境農政部大気水質課
項目	内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	桂川・相模川の流域環境を長期的に保全していくための市民、事業者、行政の協働の仕組みとして「桂川・相模川流域協議会」を設立すると共に、行動計画となる「アジェンダ21桂川・相模川」を策定し、推進を図る。	
	②協働事業に至るきっかけ	山梨、神奈川両県が、桂川、相模川の流域環境を長期的に保全するため、平成7年～9年度の3か年計画で環境省の補助を得て、流域サミット、シンポジウムを開催し、課題提起と合意形成を行った。	
	③協働事業の役割分担	県：協議会の事務局業務を担当 団体：事務局業務、代表幹事を務める	
	④協働に当たって特に配慮している点	「アジェンダ21桂川・相模川」の策定及びその推進にあたって、多岐にわたる施策・事業を各々実施している行政の取組みが重要であるため、行政内部の合意形成を十分に図るようにしている。	
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	より多くの市民、事業者、行政の参加を促し、活動の輪を広げていく。	
調査者の所見	①協働の形態の特徴	国、神奈川・山梨の両県、市町村、事業者と市民で協議会を結成し、行政の負担金と事業者及び市民の会費で運営している。	
	②協働事業の効果メリット	多くの行動指針、行動計画を盛り込んだ「アジェンダ21桂川・相模川」に基づき、3者（市民、事業者、行政）が協働して環境保全行動を進めている。	
	③協働を進めて行く上での課題	3者（市民・事業者・行政）の相互理解主体別部会及び幹事会での十分な話し合いが必要。	

事業名		地域安全サポート事業	対象機関名	NPO 法人日本ガーディアンエンジェルス横浜支部
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	神奈川県警察本部と団体との協働で、犯罪の発生を防止するパトロールなどの活動に努める。		
	②協働事業に至るきっかけ	ワールドカップ期間中をはじめとした犯罪防止パトロールなどの地域安全活動の強化への社会的要請		
	③協働事業の役割分担	団体：犯罪の発生を防止するパトロールなどの活動により防犯環境の保全に努める。 県：特定非営利団体日本ガーディアンエンジェルの活動に関連して警察権を行使		
	④協働に当たって特に配慮している点	関係する法・条例の運用。警察当局との緊密な連携		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	自治会・町内会等の地域組織との連携を強化する。防犯環境の確保を主な目的として、より効果的な防犯パトロール及び泥酔者対策を含む応急処置の活動の強化。チームを強化し活動地域の拡大を図る。		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	警察当局と市民活動団体との協働であり、市民活動団体の側も、刑事警察等に係る法知識の学習、現行犯の身柄確保の技術の訓練を欠かすことができない。また、救急救命法・無線通信等についての一定の資格を取得する必要がある。		
	②協働事業の効果メリット	神奈川県内にある警察署管内で行われた特定非営利活動法人日本ガーディアンエンジェルス横浜支部チームの犯罪防止パトロールにより、その期間中、その管内の少年による「ひったくり事件」の発生が皆無となった例がある。		
	③協働を進めて行く上での課題	警察当局が、地域安全の目的を共有できる市民団体の活動に十分な対応ができる体制を整えること。すでに参加している防災活動への防犯の面からの取り組み。		

事業名		地域安全サポート事業	対象機関名	県警生活安全部 生活安全総務課
項目		内容		
ヒアリングの概要	①事業概要	神奈川県警察本部と団体との協働で、犯罪の発生の防止するパトロールなどの活動により犯罪環境の保全に努める。		
	②協働事業に至るきっかけ	カーディアンエンジェルズは自立して活動している団体であり、県警が行う各パトロール活動に自主的に参加してもらっている。		
	③協働事業の役割分担	県：団体の活動に関連して警察権を行使する。 団体：犯罪の発生を防止する活動		
	④協働に当たって特に配慮している点	ガーディアンエンジェルズメンバーの受傷事故		
	⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方	団体は、本事業においては手弁当で活動している。特に委嘱などは行っていない団体に対し、県の制度としてボランティアとしての支援を行う制度が必要ではないかと考えている。 また、別方策として、(社) 県防犯協会連合会での補助金を検討することも考えられる。		
調査者の所見	①協働の形態の特徴	警察の見解としては、自立したNPOが県警の活動に参加しているというものであり、特に連絡会等定期的な会議は行っていない。そのため、形態は「活動参加機会の提供」「情報提供・情報交換」である。		
	②協働事業の効果メリット	警察ではどうしても権力の発動になるが、NPOは法律に縛られず臨機応変な対応をすることができる。そのため、犯罪等を未然の段階で止めることができる可能性がある。		
	③協働を進めて行く上での課題	県警の見解にもあるとおり、財政的な支援ではないか。		

## 資料2 ボランティア団体等との協働を推進するための県の制度・施策

神奈川県ではボランティア活動が果たす役割は極めて重要であると認識し、各部門において様々な施策を実施していますが、ここでは県とボランティア団体との協働を推進する上で基本となっている3つの制度・施策を紹介いたします。

### 1 かながわボランティア活動推進指針

21世紀を迎えて、県民ニーズが拡大、多様化する中で、ボランティア活動が果たす役割は極めて重要であるとの認識に立ち、活力があり、心豊かに安心してらせる地域社会を築いていくため、ボランティア活動を促進するための支援を行うとともに、ボランティア団体等と協働して事業を行うこととする。

#### ○施策の目的

ボランティア活動の持つ自主性、主体性などの特性を尊重し、場所、資金、情報、人材などが不足している状況を踏まえ、多様な活動を促進するための支援を行うとともに、ボランティア団体等と協働して事業を行い、多様な県民ニーズに的確かつ柔軟に対応していくことを目的とする。

#### ○施策の方向

##### (1) 活動環境の整備・充実

県民活動サポートセンターなどの機能の整備・充実を進め、活動のための場や情報の提供及び人材育成等の支援を行う。また、このような支援を充実させるため、市町村、企業及びボランティア活動を支援する団体等との連携を強化する。

##### (2) 公益的活動への助成

ボランティア団体等が、公益を目的とする活動を円滑に推進できるよう、必要な助成を行う。

##### (3) ボランティア団体等との協働

多様化する県民ニーズに的確かつ柔軟に対応していくため、ボランティア団体等と協働して事業を行う。

#### ○ボランティア活動推進のための措置

ボランティア団体等が行う公益的活動への助成や、ボランティア団体等と協働して行う事業を継続的、安定的に進めていくため、必要な財政的措置等を講ずる。

#### ○公平性・透明性の確保

ボランティア団体等に対する助成や、ボランティア団体等と協働して事業を行うにあたり、適正に事業を推進するための審査等を行う機関を設置すること、県及びボランティア団体等の双方において情報を公開すること、とする。

#### ○その他

ボランティア活動を促進するため、その他の必要な措置を講ずる。

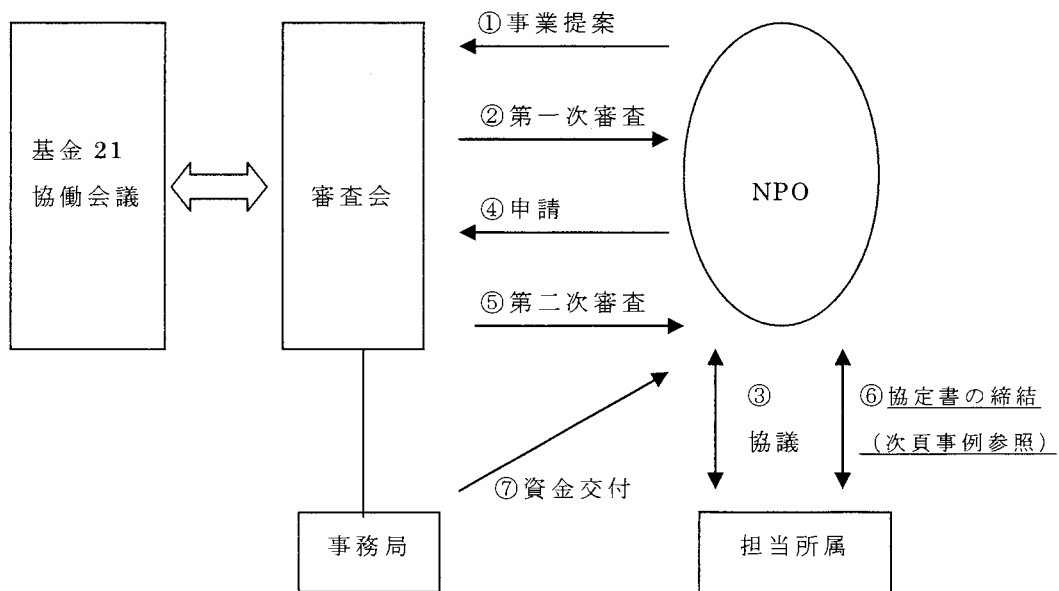
\* 神奈川県のNPO関連HPより抜粋

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kenminsomu/npo.htm>

## 2 かながわボランティア活動推進基金 21

- 神奈川県では、ボランティア活動が果たす役割は極めて重要であるとの認識に立ち、公益を目的とする事業に自主的に取り組むボランティア団体等（以下、NPO という。）の活動を支援するため、県が持つ債権（約 105 億円）を活用して、平成 13 年度に「かながわボランティア活動推進基金 21」を設置した。この基金の事務局は、かながわ県民活動サポートセンターである。
- この基金は、協働事業負担金、ボランティア活動補助金、ボランティア活動奨励賞の 3 つの事業で構成されている。
  - ・ 協働事業負担金は、①地域社会にとって必要な公益的な事業で、NPO と県が対等な立場でパートナーシップを組んで行えば相乗効果が期待できると考えられる事業の推進を目的としている。 ②NPO と県が、事業実施にあたっての基本的なスタンス、役割分担を明確にした協定書を締結したうえで、協働して行う、公益を目的とする事業に対して、基金からその事業に要する経費を負担するものであり、負担金の上限は 1,000 万円、継続して交付することが可能な期間は最長で 5 年間である。
- 基金運営の公平性、透明性を担保するために第三者機関としての審査会を設置している。
- 募集にあたっては、予め明確な選考基準を示すとともに、選考結果についても申請書等の関係書類を公開しており、納税者である県民がいつでも基金事業をチェックできるようにしている。

### <神奈川県／協働事業負担金の流れ>



- 平成 14 年度に選考され事業は、「引きこもり青少年支援の協働ネットワーク事業」、「市民による里山の保全と活用のシステムづくり」、「小網代の森保全推進事業」、「女性のための緊急一時保護施設（シェルター）と外国人に対する相談事業」、「犯罪や災害の被害者等に対する支援事業」の 5 事業である。

## 協働事業負担金協定書

特定非営利活動法人 よこはま里山研究所 理事長 吉武美保子（以下「ボランティア団体」という。）と、神奈川県環境農政部緑政課長 水田秀子（以下「県」という。）とは、平成14年度協働事業負担金の事業実施にあたって、次のとおり協定を締結します。

### 1 課題認識の共有

ボランティア団体と県は、地権者だけでは管理が行き届かない山林緑地が県内に増え、管理の担い手として地権者とともに県民、市民が重要であり、市民が山林の手入れに参加できる仕組みが必要である、という課題を共有します。

### 2 目的の共有

ボランティア団体と県は、前項の課題解決のために協働で事業を実施するにあたり、管理が行き届かない山林緑地を市民が管理・活用し、市民の手により「里山」「里地」として循環型保全を行う仕組みづくりを行う、という事業の目的を共有します。

### 3 事業の概要

ボランティア団体と県は、平成14年度協働事業負担金に申請した事業計画に従って、次の事業を実施します。

(1) 事業名 市民による里山の保全と活用のシステムづくり

(2) 事業内容 13年度に引き続きパイロット事業を実施する。15年度以降の適地フィールド選定のための調査を行う。

(3) 事業期間 着手 平成14年4月 1日  
完了 平成15年3月31日

### 4 役割分担と責任分担

ボランティア団体と県は、それぞれに次に掲げる役割を分担し、分担する役割について、それぞれの責任で行います。なお、事業の成果は役割に応じ、双方に帰属するものとします。

(1) 本年度事業－実行委員会の運営、地域実行委員会の設置、事業フィールド調査、パイロット事業実施、適地フィールド調査、調査報告書の発行、調査報告会の開催

#### ①ボランティア団体の役割及び担当者

役割 実行委員会事務局の運営、地域実行委員会の設置、事業フィールド調査、パイロット事業実施（企画・実施）、適地フィールド調査（実施）、調査報告書の発行、調査報告会の開催（企画）

担当者 ○○○

②県の役割及び担当者の所属等及び氏名

役 割 実行委員会事務局の運営、地域実行委員会の設置、事業フィールド調査、パイロット事業実施（支援・地元調整）、適地フィールド調査（地元調整）、調査報告書の発行、調査報告会の開催（運営）

担当者 緑政課緑政推進班 ○○○

5 費用の分担

協働事業に関する経費は、平成14年度協働事業負担金に申請した収支予算書に従い、ボランティア団体は自己資金を、神奈川県は協働事業負担金を負担します。

6 協定の有効期限

この協定の有効期間は、協定書の締結の日から平成15年3月31日までとします。

7 紛争の処理等

この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、ボランティア団体と県とは速やかに協議を行い、情報の共有化、課題の共有化及び目的の共有化を図りながら、円滑かつ効果的に解決するようにつとめます。ただし、両者の協議によって解決できない場合は、神奈川ボランティア活動推進基金審査会の意見を聞き、両者はその意見を尊重して解決に努力します。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有します。

平成14年4月1日

特定非営利活動法人 よこはま里山研究所

理事長 吉 武 美 保 子

神奈川県環境農政部緑政課

課 長 水 田 秀 子



### 3 県民活動サポートセンター・パートナーシップルーム

○目的

ボランティア団体等と県の関係機関が協議及び共同作業を行うための施設として、県民活動サポートセンター・パートナーシップルームをかながわ県民活動サポートセンターに設置する。

○協議及び共同作業の範囲

協議の範囲は県に関係する事業等について意見交換及び県に対する政策提言等とし、共同作業の範囲は協議を行った結果として取り組まれる事業等についての準備、運営等及びサポートセンターを会場とする事業等についての準備、運営等とする。

○パートナーシップルームでの協議等の事務の流れ

(1)協議等の申し出

ボランティア団体等から、サポートセンターに協議事項等申出書を提出

(2)庁内協議－1（協議）

サポートセンターから、県の関係部局へ協議

(3)庁内協議－2（回答）

関係部局から、サポートセンターへ回答

(4)協議等の認定／非認定

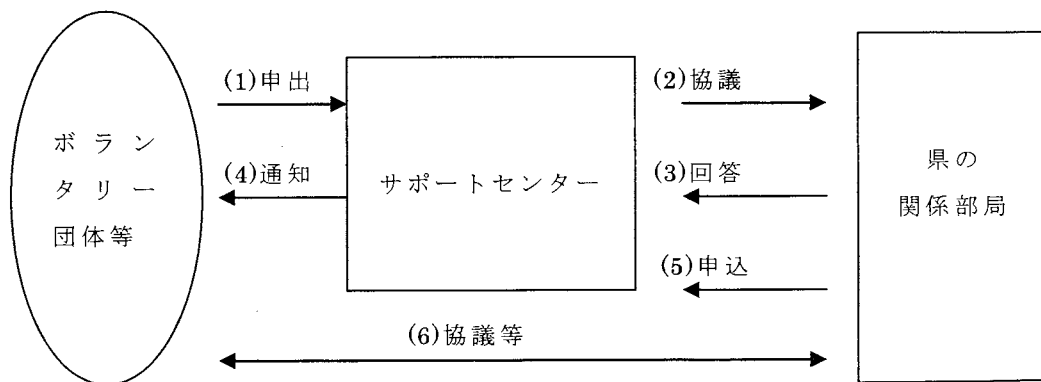
サポートセンターから、ボランティア団体等へ通知

(5)利用申込み

パートナーシップルームの利用について、県の関係部局（担当室課）からサポートセンターへ利用申込み

(6)協議等

両者の協議や共同作業が行われる。



○利用実績

年度	案件の発生件数	延べ利用回数	延べ人数
平成12年度	7件	43回	510人
平成13年度	7件	67回	744人
平成14年度	13件	133回	1524人

### 資料3 「協働の手引き」作成の過程

この手引書は、基金 21 制度をより良くする目的で組織された「かながわボランティア活動推進基金 21 協働会議」の協議の中で、専門のプロジェクトチームが設けられ、企画、ヒアリング調査、編集作業が行われてきましたが、その作成過程の概要は以下のとおりです。

#### 1 かながわボランティア活動推進基金 21 協働会議

基金 21 協働会議は、基金 21 事業の円滑な運用と、さらなる充実のために、当面、基金の審査会における審議等に資する、必要な事項について、ボランティア団体等（以下、NPO という。）審査会・審査会を補佐する幹事会、県の 3 者が対等な立場で協議を行う場として平成 14 年 6 月 25 日に設置されたものです。

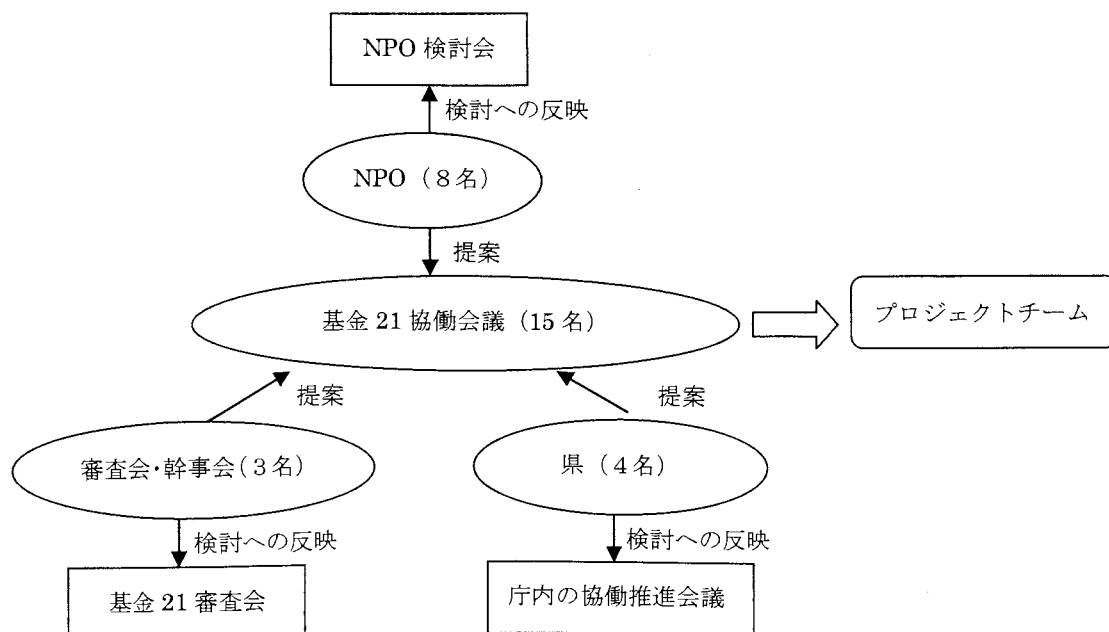
協働会議には、審査会・幹事会側から 3 名、NPO 側から 8 名、県から 4 名が参加していますが、それぞれの立場で協議事項を提案し、協働会議での協議結果を、審査会・幹事会側は基金 21 審査会、NPO 側は NPO 検討会、県側は庁内の協働推進会議における検討に反映させています。

#### 2 プロジェクトチーム

今後、基金事業を始めとする協働事業をさらに推進する上では、当事者である NPO と県の担当所属の双方が協働に対する理解を深める必要があります。そこで、審査会の事務局を担う県民活動サポートセンターでは、両者が対等なパートナーとして事業を進める上での手引書が必要であると判断し、平成 14 年度に「協働の手引」を作成することを予定していました。

基金 21 協働会議の議論の中で、NPO と県が協働する上での手引書であれば、その作成も両者が協働で行う必要があるということが確認され、基金 21 協働会議が企画・編集に関与することとなりました。

また、手引きの作成にあたっては、調査設計、協働事例のヒアリング調査、執筆等の具体的な作業を行う必要がありますので、NPO と県の担当で構成するプロジェクトチームを設置することとしました。



### 3 検討ステップとスケジュール

#### (1) 企画

協働の手引きを協働の現場で使えるものとするためには、単に机上で定義やルールについて検討してまとめるだけでは不十分であることから、具体的な協働事例を調査・分析して、そこから見えてくる課題や留意点、今後の方向性等を示す内容にすることが確認された。

#### (2) 事例の選定

- ・基金 21 の協働事業負担金で実施されている事業の中から 5 例を抽出する。
- ・県民活動サポートセンターのパートナーシップルームを使用して協議や共同作業が行われている事例の中から 5 例を抽出する。
- ・NPO と県の協調・連携の実態を把握するためのアンケート調査を実施し、その中から特徴的と思われる 10 例を抽出する。

#### (3) ヒアリング調査

選定した 20 事例について、NPO と県の所属の双方にヒアリング調査を行い、両者の役割分担、協働にあたって配慮している点、協働のメリット、今後の課題等を把握することとした。このヒアリング調査は、NPO と県のメンバーがペアになって実施することとした。

#### (4) 分析・執筆

ヒアリング調査を行った協働事例から見えてきた課題や留意点、今後の方向性等についての分析と原案の執筆については、NPO と県のメンバーの中から 3 名が分担することとした。

#### (5) 検討

執筆された原案については、プロジェクトチームによる検討のほか、協働会議及びそれぞれの構成組織内での検討を経て、最終原稿とした作成した。

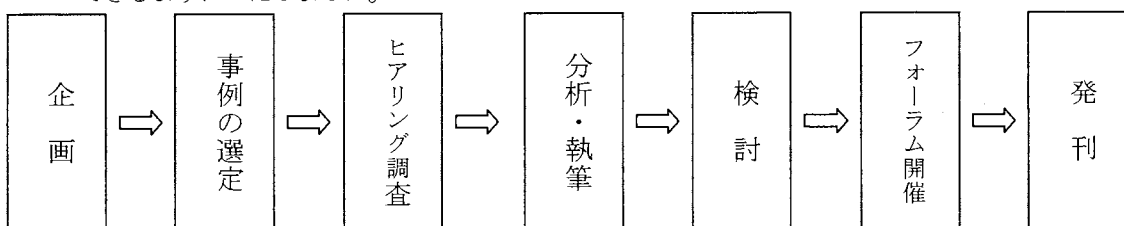
#### (6) フォーラムの開催

「協働の手引き」の発刊を NPO 及び県の各所属に広く周知するとともに、両者の新しい関係づくり考えるための機会を提供するため、県民活動サポートセンターで開催される市民活動フェアの中で「協働フォーラム」を開催することとした。

#### (7) 発刊

この手引き書は、基金事業を始めとする協働事業をさらに推進する上では、当事者である NPO と県の担当所属の双方が協働に対する理解を深める必要があるとの観点から企画されたものであるが、今日、官民のパートナーシップの重要性は県行政だけに限るものではなく、広く NPO と地方自治体の双方で活用していただきたいと願っています。

しかしながら、手引書として配布できる数には制約がありますので、それを補うために県民活動サポートセンターのホームページ上に掲載し、必要な方はいつでもアクセスし、ダウンロードできるようにいたしました。



#### 4 検討スケジュール

会議名	開催月日	回数
基金 21 協働会議	9月4日、10月4日、12月20日、2月25日	4回
プロジェクト会議	10月17日、10月28日、11月6日、11月29日、12月16日、 1月20日、2月6日、2月15日、3月7日	9回
審査会	9月9日、3月7日	2回
NPO 検討会	10月15日、11月18日、12月16日、1月27日、2月17日	5回
庁内協働推進会議	10月15日、12月26日、2月25日	3回

#### 5 プロジェクトチームのメンバー

氏名	所属団体名
佐藤 一子	サポートセンターアドバイザーネットワーク
高松 清美	NPO 法人多文化ネットかながわ
松井 正幸	NPO 法人かながわボランティア・市民活動を元気にする会
由衛 英樹	NPO 法人かながわボランティア・市民活動を元気にする会
杉本 清彦	NPO 法人アイウエオサークル
野上 純與	都市防災研究会
牧島 信一	桂川・相模川流域協議会、よこはま水と森の会
浦 隆美	県民部県民総務室
遠藤 茂	かながわ県民活動サポートセンター
中里 玲子	かながわ県民活動サポートセンター

---

～ボランティア団体等と行政のパートナーシップの構築に向けて～

## 協働の手引き

平成15年3月

(企画編集) かながわボランティア活動推進基金 21 協働会議

(発行) かながわ県民活動サポートセンター  
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2  
TEL045-312-1121(代) FAX045-312-4810  
<http://www.kvsc.pref.kanagawa.jp/>

---